

Title	九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程：在郷商人の問題に寄せて
Sub Title	Process of transition from "Ground seine fishing" (地曳網漁業) to "Improved purse-seine fishing" (揚繰網漁業) at Kujukuri-hama : a study in economic history in connection with the local merchants
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1955
Jtitle	史学 Vol.28, No.2 (1955. 9) ,p.55(187)- 118(250)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19550900-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

九十九里濱に於ける地曳網漁業から

揚繰網漁業への轉換過程

——在郷商人の問題に寄せて——

中井信彦

目次

- 第一節 江戸時代に於ける片貝の社會構成と漁業形態
- 第二節 大地曳網漁業の衰頽
- 第三節 改良揚繰網漁業の勃興
- 第四節 加工業者（附屬商人）について
- 第五節 小漁船延繩漁業について
- 結語

江戸時代に於ける最大の鰯漁場であつた九十九里濱の漁業史については、地曳網漁業に關する限り、既に相當精細な成果が擧げられてきてゐる。吉井幸夫氏の「上總九十九里に於ける舊地曳網漁業」（社會經濟史學五ノ七・八、昭和十年）及び特に山口和雄氏の「九十九里舊地曳網漁業」（アチックコミュニゼム彙報第十二、昭和十二年刊）は、その代表的なものである。たゞ、それら從來の研究に於ては、漁業と半農半漁の村落社會との結びつきの問題や、漁獲物、加工水産物の流通過程の問題等について、その分析は猶ほ充分とは言ひ難く、殊に明治中期以後に實現した揚繰網漁業への轉換過程に關し

ては、殆ど空白の儘に残されてゐるのである。

そこで、この空白を埋める意味で、本小論は、九十九里濱揚繰網漁業の中心地である片貝及びその隣村鳴濱村の場合を中心として、地曳網から揚繰網への轉換過程を主題として考察したものである。その際、新たに揚繰網の經營者となつた者が、主として地曳網主の隷農に出自を持ち、幕末期に商人化した、加工業者によつて占められてゐた事實が知られた。これは、近時、我が國の近世經濟史上の一課題として取り上げられてきた未解決のテーマたる在郷商人の問題への一素材を提供するものと思ふので、その面での取扱ひを考慮に入れたことゝした。

ただ、村役人を兼ねてゐた地曳網主の全面的没落や度重なる役場の移動と火災、また一部の研究者の不徳義な史料持出等のため、史料の残在するものが尠く、爲に充分の分析を行ひ得なかつたのを深く憾みとする。

尙ほ本研究は文部省科學試驗研究費補助による慶應大學關係學徒の我國沿岸漁業に關する綜合調査研究の一部をなすものであり、九十九里漁業の實態に就ての他の協同研究者の發表と併讀していただければ幸ひである。

米山桂三氏「漁村の人口問題(試論)」法學研究二六ノ六(昭和二八)

青沼吉松氏「漁業社會の構造」社會學評論四ノ一・二(昭和二九)

清水潤三氏「九十九里沿岸に於ける低地遺蹟の研究(予報)」史學二七ノ四(昭和二九)

第一節 江戸時代に於ける片貝の社會構成と漁業形態

現在の千葉縣山武郡片貝町は、江戸時代の片貝・小關・田中荒生あらおひの三ヶ村が合併して出來たものである。本稿に於て

は、特に注記しない限り、舊片貝村を指すものとする。

片貝村の成定期については、文献の徴すべきものがなく未詳であるが、江戸時代に入つて新たに開けた村でないことは確實である。即ち文祿三年（1594）に、所謂太閤檢地をうけてをり、その際の村高は八百十四石三斗九升であつた。

寛文十年十月「差出檢地帳」片貝小川家文書 而して、その後屢次の新開高入を経た明治二年現在の村高は一千百七十二石六斗六升八合八勺八才となつてゐる

「御尋ニ付書上。帳」小川家文書。従つて、同村の大部分は、既に江戸時代に入る以前に開發を了へてゐたと推定すること

が出来る。

同村は寛文十年まで幕府の直領であつたが、この年三給に分れ、文政十一年現在は四給、維新當時は直領を含めて六給に細分され、旗本及び御家人に分割知行されてゐた。

江戸時代に於ける同村の村落構造についても、史料を缺いて甚だ不鮮明である。たゞ全村の約四分の一に當る部分の、寛文十年の指出檢地帳を人別に集計すると、第一表の通りになる。

（但し、この種の計算の常として、人

別の集計は原本の集計と一致しない）

村内の一部分のみの數字であるから、速断は避け

ねばならぬが、高持百姓は定使を含めても僅か十三

人（他に寺院）に過ぎず、且つこの十三人に關する限り、五反歩以下の零細な土地所有農民の居らぬのが特徴的であ

	歩	畝	反	町
衛門衛助衛門郎衛衛門坊使地計	6	9	5	7
*仁兵衛	28	8	3	5
*又右衛門	4	6	4	3
*彌兵部	2	6	2	2
*庄惣兵衛	27	6	7	1
惣兵衛	20	5	6	1
惣勤四郎	26	6	5	1
*九郎兵衛	16	8	9	
*助左衛門	6	6	6	
*教定寺宮	19	8	5	
	3	4	2	
	27	9	5	
合	0	6	9	3

第1表 寛文10年指出檢地帳による持高人別集計
* 印は屋敷所有者

る。然も右の檢地帳には例へば

壹反廿七步

下田四畝拾六步

仁 兵 衛

八畝歩わけ

下畑貳畝貳拾三步

勘 四 郎

といふ類の記載が非常に多い。これは右の差出檢地帳が、同村の三給分割の際に作成せられたものである點から見て、同一人所有の一筆耕地が他の給地分と分割記載されたことを示すものと思はれる。従つて、こゝに登載せられた十三人の高持百姓中には、越石の土地を保有する者の少くなかつたことが推測され、また仁兵衛・又右衛門・庄部之助・九郎兵衛・教行坊の五人の外に屋敷地を有する者が、居ない點から、それ以外の者の多くは越石百姓であつたと想像される。これらから推測せられる寛文當時の片貝村の高持百姓の數は意外に少く、恐らく三、四十人の域を出でなかつたのではなからうか。

但しこの數が同村の全戸數を示すものではない。當時の戸數・人口は全く不明であるが、享保二年(1717)現在に四百一十戸が數へられる御鷹場御法度證文壹人別。判取控、片貝鈴木家文書。勿論この中には寛文―元祿間に分家・移住した家が含まれてゐるに相違ないが、主としては此の期間に、從來高持百姓の下に隸屬してゐた者が、新開その他を通して急速に獨立し、一家を構へるに至つたものであらうと思はれる。

初期の檢地を経て猶ほ多くの隸農が残されてゐた點に於て、當地方は後進性が濃かつたと認められ、隸屬農の解放、獨立が、後期にまで繼續して行はれたことは、隣村作田村(現在鳴濱村作田)の例ではあるが、次の文書によつても知

ることが出来る。

差上申一札之夏

一我義先祖より代々御養育請、取續來、殊ニ代々格別之御厚情ニ相成候處相違無御座候、然ル處、此度格別之思召を以、百姓ニ御取立被成下難有仕合ニ奉存候、自今以後身上相續之義、何様之商賣ニ取掛リ候共、御主人え相窺、其上御差圖請可申候、以來子々孫々ニ至迄申殘シ置、先例を相守、決して謀却不仕、萬々一前書之次第違變仕候節は、先祖御取立之節之通り、田畑家材共御取揚ニ相成候共、一言之御答申上間敷候、爲後證差上申一札仍而如件

文政六年未正月日

作田村

當人 太左衛門 印

組合 治郎 八 印

同 助 五郎 印

名主 甚五兵衛 印

同村
右 馬之助 殿

さうした痕跡は更に後まで残つてゐて、例へば片貝村の約六分の一を占める小川家名主分の天保十二年の五人組帳家文によれば、戸數七十二となつてゐるが、これ以外に三十五戸の抱百姓と、四戸の「家内之者」とが存在し、此等の抱、家内之者は孰れも家族を形成してゐる身分的隸屬農民であつた。一方それらの抱や家内之者を擁してゐる農民は十三戸で、その中には十二戸・八戸の隸農を持つ者も見られる。勿論、此等の隸農の中に、村落共同體が一應の完成をみた後の分家・移住者が含まれてゐるかと思はれるが、此の地方には百姓株の制度が認められないから、その多くは開發

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程（中井信彦）

當時からの隸屬關係の繼續と見て大過ないと思はれる。

さて、この地方の漁業の沿革を概観すると、その初期については、未だ殆ど明かでない。紀州の漁民が九十九里の漁場を開き、最初は同地から漁期のみ出稼に来てゐたものであつて、後に定住し、土地の者と融合したと傳へられてゐるが、これについても未だ管見に觸れた史料がなく、その間の經緯を明かになし得ない。

而して、前期の漁業形態を推測せしめる史料としては、作田村の元祿十年の惣舟持運判之覺鳴濱村作田がある。それによると、同村では四人乃至十一人が組合つて一「定」づゝの五大力舟を、九十九人で十四定有してをり、舟年貢を負擔したことが示されてゐる。この年、同村には一名の名主と十名の組頭とがあつたが舟年貢納方ニ付組頭中、連判證文、作田家文書十四乗のうち七乗までは、それら村役人を筆頭とするものであつた。即ち、農民が組頭級の有力農民を中心として、數名づゝ組合

つて一艘の舟を持ち、一乗の網を仕立てゝゐたものと思はれる（換言すれば、一乗の網を共有する村落内の共同體が、言ふ所の組であり、その中心者が組頭であつて、それが官制としての五人組の基盤であつたと考へられる）。従つてそれは一村入會の漁業ではないが、九十九人といふ數字の大きさから見ても、恐らく高持百姓の大多數が、さうした形で漁業經營に参加してゐたものと推測せられる。

當時の漁法が地曳網であり、九十九里濱一圓が入會漁業地であつたことは、元祿十三年十二月の片貝村から代官所に宛てた次の訴狀によつて明かである。(片貝鈴木九一氏所藏文書)

乍恐口上書御訴訟申上夏

一當浦方邊通り地引網、御領私領共ニ從先規相互ニ入相缺着次第ニ引來申候所ニ、御領分田中新生村當春より新義求

め、我々舟ニ様々障り、網引かせ不申候て迷惑仕候、則度々和談申かけ候得共、一圓合點不仕候、就夫今月九日ニ粟生村重郎右衛門所ニテ分一勘定ニ相方之役人衆在合候、我等共數度其之分テ申候得は、何れも相談之上致和談可然様ニ申候處ニ、新生村長右衛門申候は、御代官様被仰付候間、勝手に罷成間敷由申候間、内證ニテ料簡難成候處ニテ、其通ニテ指置申候、漁事不罷成迷惑仕候間、御慈悲ニ先規之通り入相ニ網引申候様被仰付可被下候ハ難有奉存候、御尋之上委細口上ニテ可申上候

(元祿十三)
辰ノ十二月日

片貝村

名主 九左衛門 ㊦

同 重右衛門 ㊦

同 八左衛門 ㊦

惣 百 姓

外岡^{虫喰}□郎右衛門様

杉原六郎右衛門様

この訴訟は翌十四年五月に内濟となり、「先規之通り、相互入相ニ網引可申候上ハ、向後新法之儀申間敷候」と片貝村の入會主張が認められて落着してゐる。

さきに引用した元祿十年の作田村の漁船が一艘づゝ記載されてゐることは、當時の地曳網が二艘立によつて営まれる大地曳網以前のものであることを示し、また使用されたのが川舟系統の五大力舟であることは、海岸からさして遠くない所に張られる小規模な地曳網であつたことを推測せしめる。

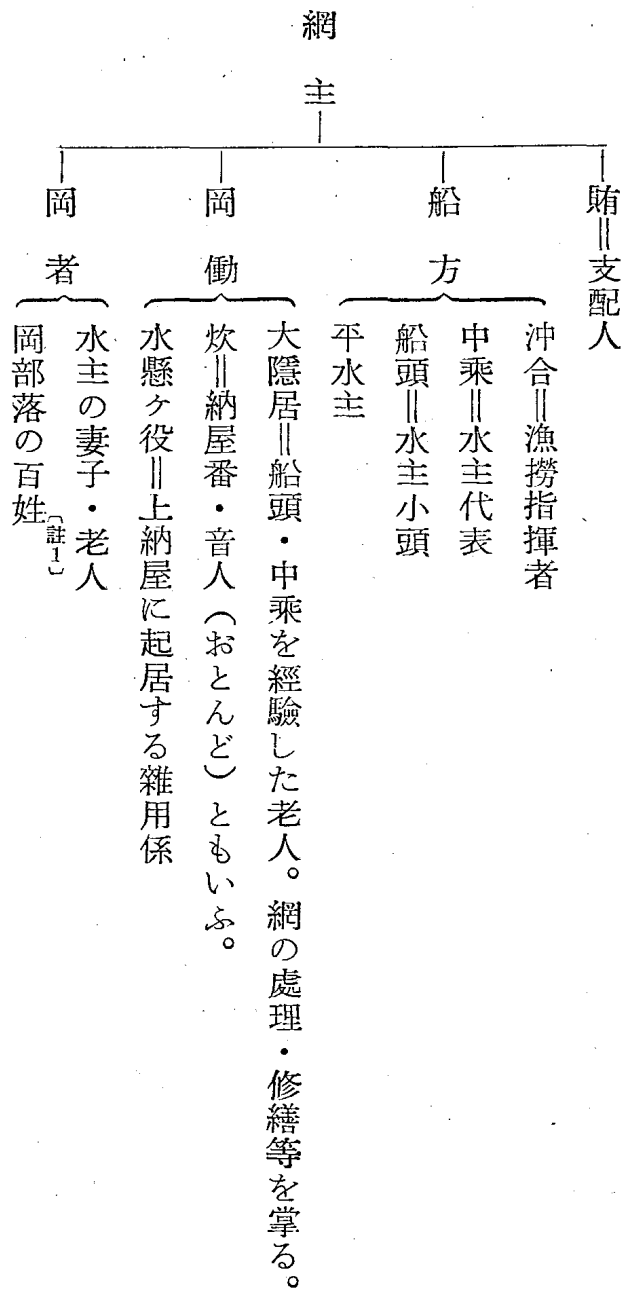
九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程(中井信彦)

(一九三)

六一

二艘立の大地曳網は、この後、寶永年間に一ノ宮本郷の片岡源左衛門なる者の發明に係ると傳へられるが、この技術的進歩は、漁業規模の擴張、漁獵高の飛躍的增加を伴つたから、この地域の社會構成や漁業組織に極めて顯著な變貌を齎らしたと思はれる。

大地曳網漁業の人的構成は、凡そ次の如きものであつた。



水主の數は、一乗平均五十人程度であつたと言はれ、船方は、納屋に寝起きする少數の專業者を除いて、一般に農業を兼業してゐた。そして、網主と船方との關係は、同時に地主と小作人として結ばれてゐたのである。

即ち大地曳網漁業は、地主小作制なる土地制度の上に成立してゐたのであつて、換言すれば、舊來の小規模地曳網から大地曳網への技術的進歩が、この地方に地主小作制度を齎らしたと考へられるわけである。この轉換期に、如何なる者が小作制地主＝網主となり、如何なる者が小作人＝船方となつたかといふ重要な問題について、全く史料を見出し得なかつたのは遺憾である。推測せられる所は、上記寛文度に於ける少數者による土地所有と多數の隸農の存在なる事實、及び片貝の鈴木家、作田村の作田家、粟生村（現在豊海村の内）の飯高家、入山津（現在一ツ松村の内）の木島家の如き有力網主が、いづれも中世武士の土着した開發地主として知られてゐる事實等からみて、隸農的地主が小作制地主に轉じ、網主となつた者が主流を占めてゐたと思はれ、大地曳網漁業の發展を通して、隸農の小作農兼水主への上昇が行はれたものと思はれる。その過程のうちで、元祿期の作田村に見られた如き、共有形態で漁業に参加してゐた小農は、脱落して小作人兼水主に轉落した者が多かつたのであらうし、漁業から離れて、農業に専従するに至つた者も存したであらう。

その際、増大した漁獲物の流通面を通して貨幣を蓄へ、地主兼網主に上昇した者もあり得たと思ふが、未だ之を實證することが出来ない。

さて、大地曳網の網主と船方との關係が、同時に地主・小作人の關係にあつたことは上記の通りであるが、それのみならず、次の如き證文と引換へに渡される前貸金によつて、一層強く拘束せられてゐた

史料館所藏、澁澤敬三氏蒐集水産史料の内、粟生村篠崎家文書。

船方給金前借證文之事

一當子御年貢不足并要用等差支、此度貴殿網船方奉公相勤、給金爲前借金拾兩二請取、御年貢皆濟仕并要用等相整

候處實正也、勤中病身ニ相成候歟、又ハ御暇申請候ハ、右金ハ勿論、其外臨時入用借等不殘御返濟、代り之船方爲召抱候共、人代差出候共、貴殿思召次第埒明、少も御損毛等、漁業之御事闕申間敷候、彌首尾好相勤候ハ、右金御末〔摺〕ニ被成下、則此證文を以以來御召抱可被下候、且漁業引揚當り金可被下候、爲後證仍而如件

文化元年子九月

粟生村

人主 四郎五郎 ㊦

請人 惣右衛門 ㊦

同村

惣 吉殿

即ち、水主奉公人となることを契約する際に、給金前借の形で相當額の金子を受取る。この金は、病氣・辭職等の場合の外は返濟せずに濟む代りに、此れを返濟しない限り、他の網主の船に乗り換へたり、他の業務に轉ずることは許されない。此の前借金の額を、片貝鈴木家の文書史料館藏水産史料の内に存する二十四通によつて表示したものが第2表であつて、最高は四十八兩、最低は三兩、平均約十二兩半となつてゐる。

實際上、前借金を一度び借りた以上、之を返濟して自由になることは困難であつた。最初の前借金の上に、臨時の借金加り、更に小作料の滯納分が加算されたりもする。しかし、水主の中には、借金を負つたまま勤めに服さぬものも往々生ずるのである。かゝる際の處置を一二の例について見よう。

入置申一札之事

一私儀寛政年中貴殿網船方奉公相極、出勤罷在候所、一兩年以前より身弱ニ相成、去々年職中ニ風と他稼ニ罷出、去

第2表 片貝村網主鈴木家船方前借金表

(村名記載なきは片貝)

年 月	前借金額	人 主 名	船方人名	續 柄	村・字名
文政 8. 2	8兩	長左衛門	長 藏	不 詳	蓮沼村南
// 10.12	15	權 六	三 次 郎	悴	シ タ ヤ
// 10. 7	6	多 七	留 次 郎	悴	須 原
// 10.12	11	久 三 郎	萬 之 助	悴	シ モ ヤ
天保 4. 6	5	富 五 郎	富 五 郎	本 人	西 ノ 下
// 4. 7	6	喜 太 郎	喜 太 郎	本 人	下 タ ヤ
// 4. 8	6	源 次 郎	源 次 郎	本 人	西 ノ 下
// 4.12	12	清 五 郎	甚 太 郎	悴	南新田なや
// 5. 7	5	八 四 郎	又 五 郎	悴	西 ノ 下
// 5. 7	8	金 藏	金 藏	本 人	下 タ ヤ
// 5. 9	30	金 藏	政 吉	悴	す 原
// 6.12	32	久 兵 衛	圓 藏	悴	し た や
// 7. 4	16	佐次右 ^二 門	清 助	不 詳	し た や
// 8. 7	10	五 兵 衛	權 藏	悴	御藏萱村
// 8.10	15	長 兵 衛	仙 太 郎	悴	剃 金 村
// 9. 6	15	惣 四 郎	治 郎 吉	悴	す 原
// 9. 6	8	新右 ^二 門	伊 平	弟	栢 田 村
// 10. 7	48	仁左 ^二 門	仁左 ^二 門	本 人	粟生村新田
// 10.12	12	次 兵 衛	金 藏	悴	西 ノ 下
// 11.10	5	庄左 ^二 門	辰 五 郎	弟	前 里
// 11.10	14	傳左 ^二 門	小 彌 藏	悴	前 里
// 13.12	3	伊左 ^二 門	伊 八	悴	作 田 村
// 14. 1	3	金右 ^二 門	又 次 郎	悴	シ タ ヤ
慶應 3. 4	12	長 八	與 五 郎	悴	西 ノ 下

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程(中井信彦)

(一九七)

六五

年中歸村仕度存候へとも、右躰不埒成始末故、御主人へ勿論村方へ對候ても申譯無之儀ニ付、組合相頼、數度相詫候處、御主人村向等ニて御慈悲を以御聞濟歸參仕、當春中より格別之御面倒ニて上ナヤ勤爲致被下、漁業之節不取計致、其上心得違を以網支配人方へ僞言申候ニ付、給金前借等皆濟可致旨被申聞、今更前非相悔、致方無之、忤榮次郎成人致候節へ船方奉公成共百姓奉公成共、貴殿任思召、給金相濟候迄へ爲相勤可申候、猶又私儀へ親父役成共商人役成共、何とも相勤り候儀へ急度相勤可申候間、何卒此段御聞濟、右之趣御承知被下候段相詫仕候處、御承引被成下、私共一同忝仕合奉存候、然上へ向後少も違亂申間敷候、爲後證一札入置申處仍而如件

文化元年子七月

村

與

七印

受人

勘左衛門印

證人

市左衛門印

同

惣 吉 殿

(史料館藏篠崎家文書)

此の場合は、借金を負ふたまた、他村へ出稼に赴いた病弱の水主が、一旦詫を入れて上納屋勤めをしたが、不法があつた爲め借金の返済を迫られ、金を返すことが出来ないの、年少の忤が成人した時に船方なり作方なり網主の任意の勞働に従事させて返済に代へることを予約すると共に、自らは岡働に従事することを約してゐるのである。

他の一例を擧げよう。

差入申一札之事

一金六兩三分也

右は村方彦右衛門儀其元網船方奉公相勤、爲給金と書面之金子前借罷在候所、不動候ニ付、舊冬其元より御地頭様え被仰立奉恐入、内濟熟談仕候へ共、當人より右金濟兼候ニ付、我等共ニテ引請、當已極月十日迄ニ急度爲相濟可申候、若其節濟兼候へ、右彦右衛門娘ちかと申者、其元え百姓奉公ニ差出、來午年より亥年迄六ケ年季ニ相極、爲相勤可申候、尤勤方不入御意ニ候敷、亦は在故て御暇被下候へ、右金之儀は加判之者引請何れニも仕、急度爲相濟可申候、爲後證連印一札差入申處仍而如件

文化六巳年正月

細屋敷村

當人 彦 右 衛 門 ㊦

組頭 左 内 ㊦

年番 榮 次 郎 ㊦

粟生村

惣 吉 殿

(史料館藏篠崎家文書)

この例では、網主は前借金引負の水主を出訴したのであり、訴訟は内濟となつたが水主に返済能力がない爲、村の年番名主・組頭が代つて返済の義務を負ふこと、それが不可能の場合は當人の娘を六ケ年季の百姓奉公に差出すことを約したのである。

此等の例に徴しても、水主が前借金を返済して自由となることは困難であり、多くの場合、父子相傳の水主とならざ

るを得なかつた。即ち網主水主の間柄は、單なる金錢上の關係以上に、領主の政治權力に裏付けされた封建的な隸屬的身分關係として、極めて強力に存続したのであり、前借金を楨杆として、網主は廉價な勞働力を確保し得たのであつた。この前借金の制は、管見に觸れた史料の限り、文化年中を遡ることはできない。

而して、地曳網漁業に於ける水主の勞働報酬は、水揚高の歩合制であつた。その分配法を片貝の鈴木家の場合について見れば、次の通りである。水揚された鰯は、濱で大場と下場との二つの山に積み上げられる。下場といふのは、網を引く岡者に與へられる分で、籠に入れて持歸り、之を庭先で干して田畑の肥料に用ひたのであるから、その量は知れたものである。大漁の場合でも特に増配されることがない代り、漁獲の極めて少かつた際には全部が岡者に與へられた。

問題は、大場の鰯の分配法であるが、假りにその總量を一〇〇とすれば、まづ乗代(のりしろ)と稱して沖合等役付の船方への配當分一〇を引く。残り九〇の内から、その二割、一八が經費として差引かれ、差引七二を網主と船方とで折半する。即ち三六づつである。そして此の水主と岡働とを合せた總人數で割つたものが、平水主の得分である一代しよの配當額になる(未熟練者等には半代が配分される)。人數を五〇人とすれば、一代は〇・七二である(沖合は四代とさきに保留した乗代の配分に與かる)。従つて、網主と船方・岡働の得分の比率は、五四と四六となる。(尙、網主はこの他に神魚(かみのい)と稱して、總水揚の一〇程度を燈明料の名目で取得してゐたし、鰯以外の魚も網主の得分となつた)

かゝる歩合制の下にあつては、船方の大部分を占める平水主の所得は極めて零細なものであつた。例へば、既に片手地曳の段階に入つて、船方僅か十九人で行つてゐた明治三十九年に、比較的豐漁な水揚代金五圓の日の平水主一人當り

の取得は八錢三厘に過ぎなかつた。「水揚帳」鈴木
九一氏文書。船方の所得はかくの如く少かつたのみならず、漁業といふ自然條件に左右されることの多い生業の特性から、その収入は必然的に不安定なものであつた。

そこに、前借金及び臨時借金の船方の家計上に占める大きな位置があつたのである。それらの借金が實は自らの勞働力を廉價に、然も拘束せられたものとするにも拘らず、貧困な船方にとつて、あたかも有利な所得であるかの如くに意識されてゐたかの感がある。そして、この地に養子取りの習俗が多いのも、それらの借金を爲し得る爲の方便として行はれたものと考へられるのである。

例へば、天保十二年の五人組帳片貝小川
家文書によれば、二男一女ある四十五才の戸主が、十八才の長女の爲めに二十九才の養子を迎へてゐる抱百姓が居り、更に二男一女ある七十九才の他の抱百姓は、長女に聳を迎へ、二人の男子にそれぞれ嫁を迎へ、孫娘にも聳を迎へて、十二人の複合家族をなしてゐる。

かゝる事例は明治年間に及んでも顯著であつて、明治五年の戸籍簿片貝町
役場藏によれば、前戸主との續柄を記した一三〇戸のうち、實子七〇戸に對して養子が六〇戸の多きに達してゐる。勿論、これら養子のうちには實子のない爲の相續者が含まれてゐるが、そのみを以てしては、かゝる異常な數字は説明できない。同じ現象は次の時期にも引續いて認められる。即ち明治二十二年—三十八年の間に戸主の移動によつて除籍簿に記載された一三三件のうち、實子四一に對して養子が三二を占めてをり（他は記事なく不明）兩者の比率は、ほゞ五年度の場合と同様である。

かくの如く養子取りの多く行はれた一因としては、彼等が農漁を兼業したため、家に二人以上の男子勞働力を保有する必要があつた點に存することは見逃し得ないが、その最大の理由は前借金及び臨時借金の手段とした所にあつたと思

はれる。第2表の船方證文の大部分が倅を奉公に出したものであるのも、その中に多數の養子が含まれてゐると推測される。

さて、片貝村の戸數・人口の歴史的變化は、史料不足のため充分明かになし得ないが、管見に觸れた限りでは第3表の通りである。

即ち、江戸時代に於ける戸數・人口の増加は緩漫であり、明治前期に急増したことが判るが、一戸當り世帯員數は文政十一年が五・三人、天保四年は五・三人弱を示してゐて、江戸時代の一般的標準より若干上廻つてゐる。それが明治二十八年には四・〇人にまで減じ、文政十一年と明治二十八年とを比較すると、戸數に於いて五四%弱の増加を見ながら、人口は二二%弱しか増してゐない。それは江戸時代以來の養子取りによつて複合家族を爲してゐた半農半漁の水主の家族形態が、單婚家族から成る分家の派出といふ形で分解したことを推測せしめるのである。

その意味に於て注目されるのが、江戸末期に最も屢々問題となつた濱芝地をめぐる領主と村方との關係である。兩者の利害の對立は、高入した新田の外にある濱芝地を、領主側は開發して貢租の對象としようと、村方は納屋・干場・加工業等のための敷地として従前通り無高地の状態に置かうと欲した所にあつた。その間、他村から開發請負を願出る者も現はれて事態は一層混亂を生じたのであるが、村方から差出された數多い願書のうち、例へば弘化四年三月付の片貝村三給名主連名のものゝ一節に

第3表 片貝村戸口人口表

年 次	戸 數	人 口							
享保 2 (1717)	411	?							
文政 11 (1829)	526	2,682							
	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">内 譯</td> <td>農</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>漁</td> <td>332</td> </tr> <tr> <td>農商</td> <td>143</td> </tr> </table>	内 譯	農	51	漁	332	農商	143	
内 譯	農		51						
	漁		332						
	農商	143							
天保 4 (1833)	535	2,815							
明治 15 (1882)	660	?							
明治 28 (1895)	810	3,270							

私共村方午御高入地先濱芝地魚漁稼仕候場所之内、去ル天保十四卯年九月中、勝田次郎様御役所へ御高入奉願上候處、早速御出役、場所御見分被下追て御沙汰可有之旨被仰渡、猶翌辰年五月中、勝田次郎様高木清左衛門様九十九里海岸附御廻村之上、右場所御繩入御座候後御沙汰無御座候、右芝地之内え近年追々水主其外浦方稼之もの假住居出稼罷在、右之もの共本田地え爲引移候は夫々入用相掛り、小分之もの一同難澁仕候間、何卒以御憐愍ヲ御見分之上近村作久田村同様出稼屋敷永納場被仰付被下置候様奉願上候

とあり、また同年五月の小關・片貝・粟生・細屋舗四ヶ村連名の願書にも

先年ハハ粕を渡世仕候もの網壹乗ニ付漸兩三人ニ御座候所、近年ニ至候ては二十人余ニも相及、其上地曳水主之もの共勝手を以自然納屋場・芝地住居之者相増、若芝地御見立御高入等ニ相成、先年之振合ニ隨ひ粕焚之納屋并地曳水主之もの共御高入之場所爲引拂候様罷成行候てハ必至と難澁仕……

とある通り、濱芝地は水主並に加工業者の居住地及び仕事場として漸次占居、使用されるに至つていたのである。そして、濱芝地居住者を領主が追ひ立てた事件は、文政十一年を初見とする。

このことは、凡そ文政度以降に、複合家族の解體による專業漁業勞働力としての單婚家族の分出が、專業水主と小加工業者との二つの形態で、領主の度重なる禁止にもかゝらず、芝地居住の増加として現はれつゝあつたことを示すものに外ならない。

この傾向を飛躍的に進行せしめたのが、明治維新後の濱芝地の解放であつた。第4表は、明治三十三年の調査による明治四年以降の濱芝地への家屋建設の年次別軒數である（改租未済地一筆限取調帳、片貝鈴木九一氏文書による）。

第4表 片貝村濱芝地への家屋
建設年次別表

年次	戸数	年次	戸数
明治4	3	明治21	3
" 5	1	" 22	4
" 6	7	" 23	5
" 7	35	" 24	3
" 8	65	" 25	6
" 9	1	" 26	0
" 10	0	" 27	7
" 11	3	" 28	6
" 12	0	" 29	3
" 13	1	" 30	1
" 14	0	" 31	0
" 15	0	" 32	1
" 16	3		
" 17	1		
" 18	1		
" 19	5		
" 20	9	合計	174

一般に行はれたと思はれるが、それが特に片貝に於て顯著に進行したのであつた。

第5表は、明治十五年現在に於ける九十九里濱主要漁村の漁民數を、專業・兼業の區別を以て示したものである。
山口和雄氏前掲書による。出典は房總水産圖誌。明治前期の統計の常として、この場合でも各村の報告が果して同じ標準で記録されたか否か、疑ひなきを得ない(例へば、戸數と人口の割合が村によつて余りにも大きく違ふ如き)。然し乍ら、少くとも、他の諸村とは

格段の差を以て、片貝には專業漁業者が多かつたこと、即ちこの地に於ては明治十年代までに、漁業と農業との分離が他村に比して遙かに進行の度が速かつたことだけは、此の表から讀み取つて誤りないであらう。そして此等專業者の一

こゝに擧げられた家屋數の中に納屋を含むか否かゞ明らかでないので、その全部を居住家屋と認めるのは速斷のそしりを脱れないが、その點を保留しても、濱芝地への移住が、明治六―八年の地租改正期に最も急激に行はれ、揚繰網漁業の勃興期たる二十年代が之に次いで多いことは認められるであらう。

かくの如き文政度以降漸次進行し、地租改正期の濱芝地解放を契機として急激化した半農半漁の複合家族の解體による單婚・專業漁業家族の形成は、單に片貝のみならず、多かれ少かれ九十九里濱漁村に

第5表 明治15年現在九十九里濱主要漁村專業兼業別表

村名	專業		兼業	
	戸數	漁民數	戸數	漁民數
東浪見村	0	0	362	1,845
一ツ松村	0	0	701	2,560
牛濱 込宿金村	47	145	205	1,150
四片 天木村	41	217	341	1,421
貝田村	270	580	390	1,153
作田村	60	240	300	900

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程（中井信彦）

（二〇五）

七三

戸當り二・一人といふ小家族形態からも、幕末・明治初年に從來の複合家族の分解として濱芝地へ分立した人々によつて、その多くの部分が占められてゐたことが知れるのである。

何故に、特に片貝に於てこの分解が著しかつたのか、そしてそれが如何なる意味を持つたかについては、後述の他の諸事情のうちに理解して行きたいと思ふ。

以上縷述した所は、次のやうに要約することが出来るであらう。この地域の社會構造は、隸農を數多く擁する後進的な性格が濃く、中期以前には、共同體的な共同經營による小規模地曳網漁業が行はれてゐた。中期に起つた大地曳網漁業は、漁獵の飛躍的增加と經營規模の擴大によつて、隸農及び小農を小作人兼水主とし、開發地主を中心とする少數者を小作制地主兼網主とする半農半漁の社會を形成せしめた。後期に入つて、古い身分的拘束が緩むと共に、前借金制度が始められ、それを楨杆とする債務奴隸的な拘束が之に代つた。前借金の制度は網主の爲めに廉價な勞働力を保證すると共に、水主の間に養子取りの習俗を齎し、そのため複合家族が多くなると同時に水主の數をも増加させた。水主と岡働・岡者を加算すれば、後期には網一乘について百五十人から無慮二百

人を數へたと言はれる程である。水主・岡働への給與は水揚高に應ずる歩合制であつたから、漁業労働者の數の増加は、直ちに一人當りの得分の減少を意味したのであり、その故に加重される水主の貧困が前借金制度を盛んにし、それがまた貧困の原因たる得分の減少を齎すといふ惡循環を來してゐたのである。

文政度以降、特に地租改正以後に、それら半漁半農の複合家族は解體して、濱芝地に居住する專業の漁業並に加工業者を單婚家族の形態で廣範に放出した。それらの人々は、既に農地との結びつきを離れ、且つ猶ほ存續してはゐるが力を失ひつゝある債務關係の下にある半ば自由な労働力として、特に片貝に於て多數形成されてゐた。

註(1) 岡者には、可成り遠隔の岡部落からも出ていた。例えば次の文書がある。

差入申一札之事

一私共義農業之間、岡者と唱、濱稼仕候所、村方之内貴殿網へ出、下働仕候もの三十五人□外他網へ出候者多分有之候所去ル十一月十四日大漁事之折柄、村方岡者之内貴殿浦方ニ於て心得違致候もの有之、右ニ付私共仲間之内ニも右様之もの有之候ては自然不風義ニ相成候趣ヲ以、逸々御糺ニ預り、依之仲間一同明相糺候所、右様不正之者壹人も無之、乍去同村岡もの共之内、自分勝ヲ以、すくひ鯛致居、岡者奉公筋不情ヲ致段一言之申譯無之、此段御詫申候所、御聞濟被下忝仕合ニ存候、然ル上ハ仲間一同申合セ、すくひ鯛小揚其外自分勝手之働キ不仕、岡もの奉公堅相勤可申候、爲後日差入申一札仍如件

安政三年辰十月

薄嶋村

岡者惣代

太 兵 衛 印

恒 右 衛 門 印

この文書の差出人の居村薄嶋村は、片貝から凡そ二里を距てた所にあり、この村から儀太郎網のみで三十五人の岡者が出てゐたこ

とが判る。(片貝町鈴木
九一氏文書)

岡者に對しても、水主と同様に前借金の渡されることがあつた。次に掲げるものは作田村の紋平網の一例である。

岡者前借證文之事

右は當年ノ御年貢御上納ニ差詰り難儀仕候ニ付、貴殿え達て相繼り、我等悴市五郎と申もの慥成者ニ御座候間、貴殿網岡者ニ罷出、爲前借金三兩請人立合慥ニ借請、御年貢皆濟申處實正也、然上は御網之御法堅く相守り可申候、岡者働之義ハ無怠相働可申候、猶又於漁魚場ニ喧嘩口論等出來候共、貴殿え聊御苦勞相掛申間敷候、尤働賃錢之義ハ其日限り爲當之分量以御渡し可被下候

一御公儀御法度之儀は不及申ニ御網之作法堅相守可申候事

一宗旨之儀ハ代々眞言宗ニて當村東光寺旦那ニ紛無御座候、寺請狀我等方ニ取置候間入用之節は早速差出し可申候、爲後日前借證文仍而如件

弘化三年午十二月

人主

長

作 印

親類

三

藏 印

組合

甚

郎 印

岡村
倉 之 助 殿

(鳴海村作田家文書、常民
文化研究所贈寫本による)

第二節 大地曳網漁業の衰頹

大地曳網漁業は天保の豐漁の後、漁獲高が次第に減少したため、幕末から明治初年にかけて衰退の一路を辿つた。従つて、大地曳網衰微の主たる原因は、亂獲や潮流の變化によつて、魚が沿岸に近づかなくなつた點に存することは間違ひない。そこに、沖合三里乃至五里の海域で漁撈する揚繰網の勃興した理由も存すると思はれる。

然し乍ら、問題が單にそれのみであるのならば、大地曳網主が揚繰網の經營者に轉換することによつて解決した筈であるが、事實は、後述する通り、少くとも片貝に於ては、この轉化の行はれた事例は皆無なのである。

さて、明治初年に、大地曳網主自らが衰退の原因として第一に擧げてゐるのは、多額の前貸金ある水主が、逃亡（鹿島浦等へ）し、又他網へ乗換へ、小漁船へ移乗するといふ點であつた。例へば明治六年九月に武射・山邊兩郡現在の山武郡の網主三十四人（四十八乗）が「水主不勤地曳網永續不相成候ニ付願上候書付」片貝町鈴木九一氏文書なるものを提出してをり、その主文に於て、前借金の制を述べ「水主勤方ハ老年ニ及ビ候得は、忤代人ニ罷出、或は女子歟、又は代勤無之候共、前貸金差引残り共取立不申」、水主はかゝる「恩義忘却不仕、子孫ニ至リ出勤仕候故、往古より渡世筋ニ罷成、親先祖より連綿相續」し來つたのであると言ひ、それに續けて

近年凡十四五ヶ年前より世上一般とは乍申、就中水主共風儀不宜様相成、無謂不勤又は逃去り、或は小漁舟之乗組、網主之對し及不實（中略）別て當年稀成違作之上、不漁打續、借財相嵩ミ、水主共不勝ニテ、實以進退相極り候

と言ひ、別紙ヶ條書を以て七ヶ條に及ぶ衰退の原因を列擧し、政府の善處を要望したのである。その要點を摘記すれば

次の如くである。

(1) 水主の不勤と前借金滞り……前貸金中には、證文を取らぬ分も多く、「先般之御布告ニ付、證書無之を幸ニ、多分之前貸金可踏倒巧より猶更不實發起仕候故、當今漁業衰微仕候」と述べてゐる。これは平民相對の貸借に關する訴訟は戊辰以後の分のみを取り上げるとの明治五年十月の布告、及び金銀貸借證文に印紙の貼付なきものは取上げずとの同六年二月の布告が、水主の不勤を増長したといふ意味で、「新古之無差別、證文等御採用被成下置、且證書無之帳面貸のみニ候共、地曳網相續罷在候内は不勤不相成、先前之通水主相勤候様嚴敷被仰聞……且壯年中病身に相成候坏と偽り、外稼致し及不實者ハ證書無之貸金ニても不殘濟方被仰付被下置候様奉願候」と願つてゐる。

(2) 水魚金滞り……従前は附屬商人（加工業者）との取引は「孰レ之浦え廻船致し候ても、其土地之商人え其所之相場を以賣渡し、手を拍候迄ニて無證據ニ御座候、代金滞方日限約束致し候上ハ、無相違勘定相濟」すのが慣習であつた。然るに「十四五ヶ年前迄ハ聊無差支渡世罷在候處、近來不人氣ニ相成、買請候水魚、〔鰯〕粕干かニ製し賣捌候代金を以、外渡世之元手金ニ致し、損金有之坏と申、引方等被申聞、代金相滞候儀度々有之ニ付、惡風見習、當時ハ孰レも對談日限濟方不致」る有様となつたと言ひ、「此上對談日限及違約候ハ、嚴敷御取計、濟方被仰付候様」と願つてゐる。

(3) 小漁船并蛤巻船・ころ網（鮫網船）の害……小漁船は從來「地曳網え附屬罷在候儀ニて、稼方之儀ハ房州天津邊相模國之内三浦邊より小繩漁ニ事馴候者を雇入、海岸より先一里沖合を稼キ、一里手前ハ地曳網渡世致し、双方無差支渡世」し來つたものである。然るに「凡廿ヶ年前より土地之者も爲乗組候より、地曳網之水主を無沙汰ニ雇入、且小間鰯漁之節、張網之中え猥ニ入込、ほふけと申網ニて小間鰯すくい取」る等の不法の働が多くなり、「當今ハ甚敷相成、水

主も網主の勤を差置、右船に乗組、網主より掛合候得へ一日へ出勤、翌日へ小漁船に乗組候故、俄ニ漁事有之節、人數不足ニて出船差支候」と言つてゐる。

蛤巻船は古くにはなかつたもので、水主が海岸から二三町の所で稼ぎ、地曳の漁が始まれば直ちに歸つてきたので差障りにもならなかつたが、現在は「他浦え廻船、兩三日へ歸帆不致様之風儀ニ相成、是又俄之漁事へ勿論、漁續ニても出勤無之、地曳網之差支ニ相成候」と述べてゐる。

ころ網は四五年来始つた新漁法で、長さ六十間位の網を一艘に八十反位積み込み、數艘で南北四五里の間に二三垂張り、二三日張流してをくのであつて、鮫が多く獲れるので鮫網といふ。これは地曳の漁域内で行ふため「沖合之網、揃立海岸え入込候節、右網え大魚掛り居候ニ付網脇方え逃去り、入込不申候、當時へ武射山武兩郡一圓小漁船主渡世致し候」と言つてゐる。

これら小漁船が地曳網水主の不勤を齎し、網主の經營に支障を來してをり、然も「追々増長致し、當今別て漁船持共鑑札頂戴、税永相納渡世罷在候ニ付、地曳網附屬ニハ無之心得方」となつたと述べて、ころ網の禁止を願つてゐる。蛤巻は地曳網水主が之に乗組まぬ限りは差支なしとしてゐる。

(4)は漁の節に陸に引付けた頃を見計ひ、三角さで及び長さでを以て網中に突き立て、網を掬ひ取る者が多いことを訴へ「網附屬ニ無之者へ最寄え不立寄様差留方嚴敷御申渡、爲相止候様」願つたものであり、(5)では「網附屬ニも無之男女共大勢、磯邊え罷出、落散候網或は流レ網取候を名と致し、網袋之中より直ニ摺ミ取、又へ陸地え荷行候途中ニて押取同様之儀ニ及」ぶ者の多いことを訴へてゐる。

(6)はそれら(4)(5)の盗み鯛を買受ける無鑑札の「鼠小買」の多くなつた事實を訴へて、無鑑札商人の取締方を願つたものである。

(7)は他村の濱で漁をする際、磯番・家納屋・かしぎ・船大工・定使・村役・濱役等が役取と唱へて引附けた袋の中から勝手に鯛を掬ひ取る者の多いことを訴へ、最後の(8)では水主が船中に舟具以外の品を積み込み、他網の水主と喧嘩に及ぶことが多く、その始末は網主がつけるため諸入費の負擔が大きいことを訴へ、「事件出来候節へ、成丈嚴敷御取糺・理非御定メ、直ニ相濟候様之御處置」を願つたものである。

以上の八ヶ條は、網主自らの眼に映つた衰退の原因であつて、自然條件の變化も、地曳網經營そのものゝ持つ矛盾も全く看過されてゐる。加之、こゝに原因として挙げられたものゝ中には、實は衰退に伴つて現はれた現象に過ぎぬものも少くない。然し乍ら、上に地曳網の經營様式を見てきた我々は、此等のヶ條書の中から、その衰頹の過程をほゞ讀み取ることが出来るやうに思ふ。

即ち、前借金によつて水主を拘束し、また小作人として土地に緊縛することによつて勞働力を廉價に確保すると共に、水揚した魚を、これも兼業小作人である附屬商人(加工業者)へ殆ど恣意の價格で賣却して代金を收取するといふ、封建的な大地曳網の經營形態が、幕末に至つて顯著となつた封建制の矛盾の激成に伴ふ舊秩序の破壊(網主はそれを明治六年から十五年以前、即ち安政年間以降の現象であると言ふ)と、續いて行はれた明治新政府の營業の自由、人身賣買禁止令、金錢貸借證文の整備令等として現はれた社會經濟的變革によつて、根底からゆり動かされ、直接には鯛の不漁によつて、その衰微を決定的なものとしたと見られるのである。かくして、現象的には、物價騰貴による水主前借

金の膨脹による網主の負擔増加、水主の逃亡や小漁船への乗換へ、附屬商人からの水魚代金回収の停滯等が現はれ、尨大な額の前貸金・焦付金を擁した大地曳網主は、新技術として抬頭した改良揚繰網への轉換も出來ず、没落の一途を辿ることゝなつたのである。その間の過程は、以下に述べる揚繰網勃興の事情及び加工業・小漁船業經營の叙述のうちに明かにしたいと思ふ。

第三節 改良揚繰網漁業の勃興

さて、大地曳網の衰微に代つて、明治二十一年以降、急速に進出した改良揚繰網漁業は、如何なる者の手によつて經營せられたのであらうか。幸ひに片貝の場合は、ほゞその全貌を窺ふことが出来る。第6表は前にも引用した明治三十三年の改租未濟地一筆限取調帳によつて作成した揚繰業者の開業年次と前業とを示すものである。

明治三十三年現在で片貝の改良揚繰網經營者は四十二名であるが、同二十九年十一月の九十九里浦改良漁業組合諸費割賦簿片貝町鈴木九一氏文書によると、同地の組合員數は四十名で、二、三名づゝ組合つた者が多いので、網數は二十七統となつてゐる。従つて、三十三年度の網數も三十統前後と思はれる（二つの帳簿の人名が必ずしも符合しないので表中の備考欄の記載には不備がある）。

而して改良揚繰網開業の年次についてみると、1が明治二〇年となつてゐるのは恐らく原簿の誤記であらう。片貝に於ては明治二十一年に8の松井源七が初めて導入したとされてゐるからである。従つて、1を二十一年と假定して、年度別に集計すると第7表の通りになる。

第6表 片貝村揚繰業者開業年次及前業表（備考欄は明治29年11月九十九里浦改良漁業組合諸費割賦簿（鈴木九一氏文書）により記入）

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程（中井信彦）

（二二三） 八一

	人 名	開業年次	前 業	備 考
1	土 田 清 藏	明治20年	(麻商、明治8年より巾着網)	
2	松 井 庄 次 郎	// 21	✓ 粕 製 造	
3	松 井 留 次 郎	// 21	✓ 粕 製 造	
4	山 口 虎 五 郎	// 21	小 漁 船 營 業	
5	鈴 木 伊 之 助	// 21	✓ 粕 製 造	
6	古 川 長 太 郎	// 21	✓ 粕 製 造・海産物賣買	
7	高 田 佐 太 郎	// 21	✓ 粕 製 造	
8	松 井 源 七	// 21	小 漁 船 營 業	
9	花 房 吉 次 郎	// 21	✓ 粕 製 造	松井初太郎と共同
10	丸 山 得 太 郎	// 21	✓ 粕 製 造	
11	松 井 茂 三 郎	// 21	✓ 粕 製 造	
12	丸 山 作 右 門	// 21	✓ 粕 製 造	
13	高 柳 金 藏	// 21	✓ 粕 製 造	3名共同
14	古 川 常 吉	// 21	✓ 粕 製 造	
15	高 柳 甚 兵 衛	// 22	✓ 製 粕 造	
16	中 川 惣 次 郎	// 22	✓ 粕 製 造	
17	内 山 常 太 郎	// 22	✓ 粕 製 造	
18	谷 川 國 二 郎	// 23	✓ 粕 製 造	
19	市 原 常 吉	// 23	✓ 粕 製 造	
20	山 本 喜 太 郎	// 23	✓ 粕 製 造	21.28と共同
21	小 松 竹 松	// 23	✓ 粕 製 造	20.28と共同
22	高 橋 太 三 郎	// 23	✓ 粕 製 造	
23	市 原 熊 吉	// 23	?	古川竹太郎と共同
24	小 川 安 次 郎	// 24	✓ 粕 製 造	
25	古 川 兼 太 郎	// 24	✓ 粕 製 造	
26	古 川 重 五 郎	// 24	✓ 粕 製 造	
27	小 高 勝 次 郎	// 24	✓ 粕 製 造	36共同と
28	小 川 八 五 郎	// 24	✓ 粕 製 造	20.21と共同
29	古 川 米 太 郎	// 24	✓ 粕 製 造	
30	小 川 善 次 郎	// 24	✓ 粕 製 造	
31	古 川 庄 吉	// 24	✓ 粕 製 造	
32	清 水 萬 吉	// 25	?	
33	古 川 音 吉	// 25	✓ 粕 製 造	谷川仙八と共同
34	小 高 政 四 郎	// 27	✓ 粕 製 造	

35	谷川榮吉	// 27	✓ 粕製 造	27と共同 高橋權次郎と共同
36	梅野龜次郎	// 27	✓ 粕製 造	
37	腰越久次郎	// 27	小漁船・粕製	
38	高柳つね	// 28	✓ 粕製 造	
29	行方庄太郎	// 30	✓ 粕製 造	
40	小高彌兵衛	?	✓ 粕製 造	
41	小松井次三郎	?	小漁船 業	
42	松井由松	?	小漁船 業	

第7表 片貝揚繰業者開業年次表

明治21年	14名
// 22 //	3
// 23 //	6
// 24 //	8
// 25 //	2
// 26 //	0
// 27 //	4
// 28 //	1
// 29 //	0
// 30 //	1
不明	3
不合	42

第8表 片貝揚繰業者前業表

粕製造業	三四名
✓ 粕製造兼海産物賣買業	一名
小計	三五名
小漁船營業	四名
小漁船營業兼✓ 粕製造業	一名
小計	五名
不明	二名
合計	四二名

曳網時代に於ける兩業の在り方を検討することゝしよう。

第四節 加工業者について

この地の加工業者はいさば屋（五十集屋）と通稱されてゐるが、文書の上では網附商

更に、開業以前の職業別に集計すると、第8表の如くなる。

之によつて、改良揚繰網漁業者には大地曳網主から轉じた者が一人もなく、壓倒的部分が大地曳時代の附屬商人に加工業者によつて占められ、之に小漁船業者から轉じた者が加はつてゐること、そして此等の人々の手で、明治二十一年以降僅か數年のうちに、急激に増加したことを知ることが出来る。

然らば、大地曳の没落に代る揚繰業者を、加工業並に小漁船の業者は、如何にして彼等の中から生み出すに至つたのであらうか。以下、節を分つて大地

人とか附屬商人の名で記されてゐる。この名稱は、そのまま網主と加工業者との關係を端的に表現してをり、元來網毎に所屬した存在だったのである。

加工業者の系譜を辿ることは困難であるが、凡その推測はつく。享保九年六月の御用地銘々割帳片貝町小川 誠氏文書は、三町二反五畝二十五歩の御用地を、村民三十二人で分割した際のものであるが、この時、一町二反歩余は分割から除外し、源左衛門・又右衛門・二郎八の三名から成る納屋場役人の控地（所有地）としてをり、次の證文が作成された。

一 壹町貳反余 やかた下うたり共ニ
須原ノ下兩人分

源 左 衛 門 ①
又 右 衛 門
二 郎 八 ①

右ハなや場役人中抱之者有之候ニ付荻原源八郎様へ御願申上、邏之下し抱等被指置候段御尤ニ存候、爲後日之判形申候、以上

享保九辰ノ年六月日

新 五 兵 衛 ①
惣 五 郎 ①
源 一 郎 ①
(以下七名略ス)

源 左 衛 門 殿
又 右 衛 門 殿

この際の分割に與かつた三十二名の割合法を見ると、最小の九十坪を受取つた者が十一人、百八十坪六人、二百十坪

一人、二百四十坪三人、三百六十坪八人で、又右衛門・治郎八の兩人が八百七十坪宛、源左衛門は千七百九十五坪を受取つてゐる。この割合法の基準が判明しないが、土地所有高が考慮されてゐることは一般の例から當然推察される。従つて大土地所有者である三人は、更に納屋場役人たるの故を以て、分割除外分の配當を得、源左衛門は合計約一町二一反、又右衛門・二八郎はそれぐ八反二畝余の分割を受けてゐるのである(割宛坪數に除外地三分の一宛を加算)。そして彼等は自己の抱百姓を納屋場に住まわせてゐるわけであるが、それらの抱百姓は納屋番の如きものゝ外に、加工業者を含んでゐたであらうことは推測に難くない。これらの點から見て、網附商人は元來網主の隸農の系譜をもつ者が多かつたと考へられる。

即ち、後年に至つても「一躰九十九里浦地引網主と網附商人とハ濱方へ立出候節は主從同様」天保九年十月網主議定書、作田家文書と言はれてゐる通り、加工業者はそのやうな出自のものとして、一網毎に網主に隸屬し、網主の分家が帳元となつて之を束ねるといふ形態をとつてゐたのである。

そのやうな關係は、兩者の間に行はれる水鰯の賣買を、極めて特殊な形態に置いたことにも現はれてゐた。即ち附屬商人は網主から水揚した鰯を買ひ取り、之を干鰯・メ粕及び田作に加工して賣捌くのであるが、水鰯の評価は殆ど網主の一方的決定に委ねられると共に、代金の仕拂は加工製品の賣却を待つて行はれたのである。即ちその取引關係は、決して純然たる經濟行爲ではなかつた。

然し乍ら、かゝる組織そのものは存続しつゝも、兩者間の靱帯は弛緩の一途を辿らざるを得なかつた。それは第一に、加工業者の數の増加となつて現はれてゐる。上に引用した文書にも、元來一乗について兩三人に過ぎなかつた加工業者が、江戸後期に於ては二十人前後にまで急増したことを述べてゐる。そののみならず、特定の網主に附屬しない業者の

介在さへ、次第に多くなつて行つたのである。

それと同時に、特に顯著となつたのは、彼等が販賣の面を迪して、元來の網主との上下の結合よりも、むしろ網別を超へた同業者間の横の結合を形成し始めたことである。さうした加工業者の結合が濱商人仲間と呼ばれたものであつて、片貝の場合では、天保八年七月に、運送業者の送荷拔取り防止と他村網鰯の分配に關する「議定一札」片貝町小川 誠氏文書を作成してをり、その末尾に

右之迪此度仲間一統相談之上、議定取極候上ハ急度相守、濱渡世向猥りニ不相成様可致候、尚又此度村内最寄ニて貳人宛濱商人仲間行司相立候間、壹職つゝ參會いたし、萬端相談之上、兎角商ひ向猥ニ不相成様取極可申候、且又右行司ニ相立候ものへ他網いわし買請候節、惣割分貳夕分宛割渡可申候、尚又此上新規濱商ひ相始候もの有之候ハ、最寄行司より相達し加入調印可爲致候、以上

と見へるから、明確な組織を持つに至つたのは、この天保八年以降のことと認められる。尤も、これに先立つ天保三年七月に、千葉新田の小菅七郎平なる肥料商が、片貝村小川庄太郎に宛てた「粕買入勘定帳」片貝町小川 誠氏文書には、利右衛門・權八・榮次・蘭次等十七名の同村加工業者から買入れた二百十一兩余の勘定が記載されてゐる。これによつてみると、同地の加工業者は仲間結成以前から、任意の集團を作り、そのうちから世話役の如きものを選んで、商取引に當つてゐたことが知られる。天保八年の仲間結成は、さうした自然發生的なものゝ組織化であつたと思はれる。

而して、同年の議定書には、江戸への駄送・津出に際して、途中運送業者によつて抜き荷・亂俵等のことが多く行はれるのに對して、荷主個人でなく、仲間一統で出訴することを取極めてゐるが、それに要する経費は（當人は）「粕干

鰯ハ壹俵ニ付銀壹匁つゝ、魚油壹樽ニ付銀壹匁五分宛差出、其余ハ仲間一統ニテ割合いたし、無遲滯差出可申候、尤惣商人之内、附網も無之、少分之商ひいたし居候ものハ、此節之儀ニ不限、何事ニても割合出錢ハ半減ニ爲差出可申事」とあり、また他村の網の水揚魚は

村方商人網附之者にて割渡可申候、附網無之ものえは決して割渡申間敷候

とあつて、網附商人と然らざる者とは差別をうけてゐるが、然し乍ら、兎も角も網主に隸屬しない加工業者が仲間に加盟することを許されてゐる事實は、注目すべき點である。即ち網主の主張する「主從同様」との對加工業者の關係が、當時既に崩れつゝあつたことが認められる。

さて、鰯の加工は、一部を田作にするほか、大部分は干鰯とメ粕とにされたのであるが、干鰯は單に濱で日乾しにするのみであるから、大漁時を除いては家内勞働力で事足りた。しかし、メ粕の製造は(1)濱から納屋までの水鰯の運搬、(2)釜炊きと壓搾、(3)乾燥、の三工程から成る分業によつて行はれ、數人の雇傭勞働者と家内勞働者とが、數名乃至十數名が分業による協業を行つたマニユファクチュアであつた。山口氏、前掲書。二六二―四頁。従つて、天保十二年九月の濱商人仲間議定書

小川家
文書 には

小揚并焚賃其外日傭賃錢之儀は、前々より定りも有之候所、我儘に賃錢引揚候もの有之故、往々ハ際限無之可相成は必定にて、是又一同之難儀に相成候間、以來は前々定之外壹錢にても相増申間敷候、

との一條が含まれてゐて、加工業者の經營者的性格が示されてゐる。

かくの如く、當初網主の分家及び隸農の手によつて「主從」的關係のもとに始められた加工業が、幕末に於ては網主

との關係を超へて、網主と關係のない者をも含む横の結合を強化し、封建的な網主の經營に對比して進歩的なマニユフアクチュアの段階にまで達してゐたのであつた。

一體、房總地方で作られた干鰯・粕は、その初期に於ては浦賀の問屋の手を通して關西に送荷されてゐたのであつたが、凡そ元祿年中の頃から江戸干鰯問屋が勃興した。伊東彌之助氏の研究によれば、當初の江戸問屋は資本的にも生産地の網主に從屬する地位にあつたが、後期に至ると、仕込金―前貸金によつて、漁業に對する問屋制支配を確立した。而して江戸の干鰯・粕問屋は、銚子附近を仕入地とする銚子場を初め、夷隅地方を主とする永代場・元場と、九十九里浦を主とする江川場との四市場に分れてゐたが、仕込金を最も多く要したのは夷隅と九十九里であり、房州南岸は少く、銚子は全く之を必要としなかつたといふ。伊東彌之助氏「江戸の干鰯・粕市場」三田學會雜誌三五卷一號。また安永六年に書かれた佐藤信季の「漁村維持法」に「網・船・納屋までを問屋に引渡したるもあり」との記事が見へる。佐藤信淵家學全集上卷、四五三頁。これは問屋の仕込金が既に安永以前から行はれたことゝ共に、當時の仕込金は網主に對して貸附けられてゐた事實を示すものである。加工業者に對する網主の支配が強固であつた時代には、問屋は網主に貸附けることによつて、加工業者の造り出す干鰯・粕の引取りを確保し得たわけである。然し乍ら、加工業者の網主からの獨立性が増すにつれて、問屋の貸附も異つた形態をとつてくる。之を鳴濱村作田の本納屋作田家の例についてみると、同家は「明和安永ヨリ天明ニ至リ不漁打續キ……家勢追次衰へ……困窮ハ其極ニ達シ家屋モ殆ト人手ニ渡ラントス」作田家々記 同家所藏る窮狀に陥つた。そして文政十年には漁網を質物として、干鰯商人と思はれる東金町の釜屋勘左衛門なる者から借金し、その返済について訴訟事件が起きてゐる。網株 金出入返答書 作田家文書 ついで作田材から二里を距てた成東在和田村の椎名兵右衛門なる商人地主からの仕込金を受けることゝな

つた。

権名氏からの仕込金は、最初の文政十三年度には、網主が借主となり、網附商人の代表が證人として連判する形式をとつたが、天保二年には、次の證文が示す通り、商人が借主となり、網主が證人として連判する形に變化してゐた。

借用申金子證文之事

一金四拾九兩

但し文字金也

右ハ此度私村紋平網諸道具水主給金ニ差支候ニ付、出金被相頼并ニ私共商人元手金不足仕候間、貴殿え達て御無心申入候處、御承知被下、書面之金子四拾九兩證人立會儲ニ借用申候處實正ニ御座候、然上ハ返濟之義ハ私共所持之ノ粕干か賣捌次第早速返濟可仕候、若又其節返濟相成兼候ハ、來ル十一月中迄ニ壹割五分利足加ヘ元利不殘急度返濟可仕候、萬一差滞リ候ハ、私共所持之田畑山林ハ勿論、其外所持之品物證人方ヘ引取、早速賣捌少も無滞リ返濟可仕候、爲後日借用申金子證文仍而如件

天保二卯年七月日

作田村

金子借主 多左衛門 印

證人 權次郎 印

同 斷紋 平 印

和田村

兵 右 衛 門 殿

(作田家文書)

署名人の多左衛門・權次郎は附屬商人で、紋平が網主である。此の證文は、附屬商人が自己の所有田畑山林を抵當とし

て借入れをなすだけの力と信用とを持つに至つてゐたこと、また貸附ける側でも網主よりも附屬商人を貸附の對象として選んでゐる點で特に注目せられる。かくの如き網主・商人間の地位の變化は、直接には前記の釜屋勘左衛門からの借入金訴訟の際「右出入中、魚業渡世休株ニ相成候處、其節權六殿多左衛門殿格別之以世話ヲ、休株中水主之者共え給金内渡仕置候ニ付、出入濟歸村後早速渡世仕候様ニ相成」とある通り、休業中の水主給金を附屬商人が立替へて繋ぎ留めて置いたこと、更に續いて文政十二年にも船や漁具の破損のため「獵事相成兼候間、此度猶又吾々方の^{○商人}え達て再應相願、右船網袋網等金子才覺致吳、諸道具拵吳候様ニ種々相頼」商人の才覺によつて資金を和田村の椎名氏から借りることが出來たこと、等によるものであつた。この結果、網主は商人惣代四名に對して

漁業渡世之義、各々方え進退相仰候上へ、何程致魚事、引高金子有之候ても此方え不及相談引取、金主え不實無之様返濟可仕候、萬一不漁仕候得ハ船網袋網并水主身代口迄賣拂候ても金主え御勘定可被下候、其節少も違亂申間敷との一札を文政十三年七月に差入れて、經營權を商人に引渡すに至つた。

然るに、その後幾何もなく、金主椎名氏からの仕込金は再び網主を相手として行はれることゝなつた。それは網主が金主を背景として、水揚魚を自身の手で加工することを始めたからである。否むしる金主が商人の手に渡つた經營權を網主の手に回復せしめ、網主自身に加工せしめることによつて、貸金の回收・加工商品の集荷を確保せんとしたものと思はれる。金主から網主へ宛てた次の書状は、年次未詳乍ら、その間の事情を推測せしめるに足るものがあると思ふ。

(表書)

作田 林井久兵衛様

和田

椎名 兵右衛門

作田 倉之助様

内用故直披

御書面被下披見仕候、如仰殘暑強御座候處、彌御壯健ニ被成御座目出度奉欣喜候、然ハ昨日ハ捨吉とか申もの地曳乗と相成候趣、右ニ付廿兩金ニて抱吳候趣之由被仰聞候、尤右金子ハ色々遣方も有之由ニ御座候、扱網之儀も私共年來世話仕候得共、一職ニても入金ニ無之、私身上取續も如何可致候哉、右網義兼て不取締之義揚て難數義ニ御座候、萬端不行届義ニて、私も貳里隔有之候得ハ、逸々鑿穿方も仕候様ニハ相成不申、倉之助様ニハ勘定一職之考更ニ無御座候哉、荒増ハ相分り可申候、一體米眞木麻古網四ツ手古網或ハすき布道具麻類迄も散亂致し、御許様ニ申上候も不立候得共、前々より酒代も陪ニ相成候姿ニ御座候、御腹立之義ハ御無用可被成候、私義も年來大金出金有之候間、少々宛入金無之候てハ對先祖ニ不相濟事御座候、能々右之次第御勘辨漁事萬端取締方御工夫無御座候てハ、拙者手を引より外有之間敷哉と奉存候、御地ニてハ水主出金計之思召ニ有之候得共、其筋ニ出金格外之事ニ御座候、能々御考兩人ニて他人へハ少も御嘶御無用御談可被下候て、御挨拶奉希候、若又御談も抄不申候ハ、馬ニて御迎差遣被下候ハ、罷越御相談可被下候、捨吉之義も其節可申上候、早々以上

七月七日

兵 右衛門

久 兵 衛 様
○作田家の外戚

倉 之 助 様

尚々御一覽相濟候は、火中可被下候、以上

このようにして、金主は一旦商人の手に渡つた經營權を網主に回收せしめ、合理化を計ることによつて、經營の實權を自己の手中に收めたわけである。その後の金主・網主間の關係は、次の書狀類に明白に示されてゐる。

昨今共漁事御座候ニ付爲御知被下、御互ニ大慶奉存候、
〔虫箱〕此鯛も澤山引候いわし御座候間、成丈賣拂候方可然哉
と奉存候、十兩水鯛ニて賣れ可申候間、何分右之思召ニて宜御取計可被下候、以上

十一月二日

和田

椎名兵右衛門

作田村

作田倉之助様

昨日ハ罷出毎度預り御世話難有仕合奉存候、其節被仰聞候干か今日入表ニ相成候分百六七十、兼て被仰聞候通り貸
附可申哉之旨被仰候ニ付、少々かし遣可申と奉存候、則表入直段御相談申上候間宜頼上候、以上

五月六日

一寸申上候、干か調之義、今日中ニ御調置可被下候、米之義も當方買入一切相成兼候間、其地ニて御求ニ相成候様
頼入候、尤金子之義ハ何程ニも取計可申上候、宜頼入申候、

九月十日

椎名兵右衛門

作久田村

作田倉之助様

第一の書狀は水揚鱒を自前加工せずに水鱒のまま商人に賣却すべきことを命じたものであり、第二のものは、俵入れの濟んだ干鱒を近隣の農民に貸附けることを指示したもので、第三は水主の扶持米を網主の手で買入れるべく、その代金は支出すると指示したものである。此等の書狀によると、金主は水主の扶持米をも網主に代つて買入れる程全面的に經費負擔をなしてゐたことと共に、水揚魚の處置も、干鱒の處分も、すべて金主の意志によつて決定されてゐたことが判る。かくして、網主の經營も一旦回復に向つた。之を作田家の家記は、上に引いた困窮の次第に續けて次のやうに記してゐる。

祖父之ヲ承^{〔繼〕}キ、地曳網モ附屬仲買商人ニ歸セントスルヲ之ヲ遮ギリ、銳意續ケテ漁業ヲ營ムト云フ、然ルニ天保年度前後ヨリ九十九里浦ハ豐漁相續キ其時運ニ遭遇シ、祖父夙ニ興キタニ寢、風雨寒暑ヲ厭ハズ専心漁業ニ從事、子弟ノ教育ニ心ヲ用ユ、幸ニ高運ヲ得テ、年々拔群ノ盛漁、家勢ハ隆々旭日ノ概アリ

天保度の豐漁は、自前加工を營む網主に幸ひした。之に反して、文政度に經營權をさへ一度は掌握した加工業者は、この時期を轉期として寧ろ窮狀に追ひ込まれて行つた。即ち、天保十四年閏九月には網帳面元メと網附商人九名の連印で網主に對して「議定一札」を差入れ、

私共水魚代金濟方、是迄度々延引ニ罷成ニ網方御差支ニ罷成、且は御金主様え上ケ金等閑ニ相成、數度蒙御差當、一言之申譯無之始末、依ては以來は磯邊ニて被申付候日限通り急度濟方可仕筈ニて……

とて二ヶ條の誓約を行つてをり、更に弘化・嘉永以降になると、商人が網主から借金をする件數が激増し、その中には返濟不能のため加工設備を引渡した者が少くない。^{〔註一〕}

以上、作田村の場合について、網主・加工業者・金主の關係をやゝ詳細に記述したが、元來「主従同然」の隸屬的關係にあつた加工業者は江戸後期にあつてはその一部に相當の蓄積を行ひ、網主の困窮した文政年間には大地曳網の經營費を調達負擔して、網主に代つて經營權を掌握するに至つたこと。この時期に成東在和田村から金主が登場し、經營費一切を出資すると共に合理化を勵行せしめ、また網主に自前加工を行はせて製品たる干鰯・粕を確保し、その賣捌きを自己の意志に於て行ふに至つたこと。そうした金主の監理下に天保の豐漁期に逢ひ網主の經營が立ち直ると、加工業者はむしろ逆境に追ひ込まれて、再び網主の隸下に附從するに至つたこと、等の事實が知られたのである。

金主として現はれた和田村の椎名氏が、如何なる性格を有するものだったかは興味ある課題であるが、同家の文書が散逸に歸した現在では、これを追究するに由ないのを憾む。唯一つ傳へられてゐる家名永續主人公約草・農業年中行事(各一卷、成東阿和田、椎名英一郎氏藏)は、その筆蹟が作田家宛の椎名兵右衛門の書狀と同一であるから、ほど天保期の作に係ると思はれるものである。この遺訓は、高二十石持の百姓の生計を指示してをり、一應同家の農業經營の規模を示すと見てよいであらう。同書に述べられてゐる家計を表示すると第9表の如くである。

高二十石の土地から米に換算して八十俵の收穫を得る爲の耕作法を記したものが農業年中行事であつて、米・大麥・小麥・大豆・小豆のほか、畑では茄子・大根・ごぼう・棉・ごま・粟・ひえ・そば・茶を作り、肥料には厩肥

收	穫	80俵						
御	年	16俵	2斗					
諸	夫	3俵	5升					
家	内6人	飯米	25俵					
日	雇	代	2兩					
肥		代	1兩	2朱				
雜		用	1兩					
計			25俵	3斗	1升	2合	5勺	
差	引	殘	25俵	8升	7合	5勺		
年	中	諸入	15俵					
差	引	殘	10俵	8升	7合	5勺		
								(金4兩余)

第9表 天保期和田家々計

・下肥と共に干鰯・酒粕を田畑ともに施すべきことを命じてゐる。農地は小作に出すことなく、家内労働力と男女の日雇人によつて自作する自給的性格の強い精農型の自營農經營である。上表によれば椎名家は農業によつて生計を維持し、若干の余剰を生ずることになるが、單に之のみを以てしては到底漁業への投資を試みる程の蓄積が可能であつたとは思はれない。同家の蓄積が農業外の如何なる營みから生じたものであつたかは、推測のよすがすら得られなかつた(なほ同家は明治に入ると自村に紡績工場を經營し、のち衰退したと傳へられてゐる)。

而して既述の如き網主・加工業者・金主の新しい關係が進行した時期に於ても、江戸の干鰯問屋との取引は、もちろん存續してゐた。次に掲げる干鰯問屋小川市兵衛の作田家に宛てた仕切書が、そのことを證明してゐる。

うり仕切

拾壹ノ表

一三百表 上□

代廿六兩五匁貳分壹りん

拾貳ノ五分

一貳百表 上□

代拾六兩也

右千か五百表

代ノ四拾貳兩と五匁貳分壹厘也

内貳分ト拾貳匁 口せん

拾貳兩貳分也 舟ちん

引ノ金廿八兩三分ト八匁壹分三厘也

右ハ金澤庄左衛門ふねつみ仕切金留置申候、以上

〔嘉永四年カ〕
亥七月

作田倉之輔殿

小川市兵衛^印

然し乍ら、江戸問屋は既に往年の如くに網主や商人を問屋制的に把握してはゐないし、幕末の江戸問屋にはそれだけの實力が残つてもゐない。次に引く嘉永五年の證文がその一端を示してゐる。

入置申一札之事

一昨亥ノ年中干鰯荷物我等方へ御積入被成下、右仕切金當六月中御出府之砌御渡し可申上ニ御座候處、其節金子差支候ニ付、七月晦日迄之御猶豫御願申上候、御聞濟被成下、右日限ニ手前方より御届ケ可申上之處、追々延引ニ相成候段申譯も無之處、九月中櫓木買代金ニ御引當御出府之節も又候差支候ニ付、十一月十日迄別紙書付ヲ以日延達て御歎キ申上候所、格別之御勘辨ヲ以御承知被下候段、千萬忝次第ニ御座候、猶當節御屋鋪様御上納ニ御引當御出府被成候處、折惡敷主人義他行被致再應行届キ不申一言之申譯無之、右ニ付御屋鋪様御上納も御差支ニ相成、嚴重御懸ケ合ニ預り、既ニ御願立ニも可相成候段何共奉恐入候、再三之義御尤ニ承知仕候、右之願立ニ相成候てハ前書申上候通り主人留主中ニ御座候てハ心痛仕候、思召之段も不顧、無據私共仲ケ間丸屋七右衛門殿ヲ相頼、當十二月廿五日迄御日延又候御願申上候處、格別之上右日延御勘辨被成下、何共申方も無之忝次第ニ御座候、

右日限も御出府之義も恐入候間、右丸屋七右衛門迄聊無遲滯御届ケ可申上候、然ル上ハ右日限相違等ニに相成候共、此上異亂申間鋪御勘定可仕候、爲後日入置申一札依而如件

嘉永五子年十二月十日

深川佐賀町

小川市兵衛

店支配人

芳兵衛[㊦]

上總作田村

倉之助殿

即ち、荷受けした干鯛の代金を半季勘定の際に支拂ふことが出来ず、再三延期を懇願してゐるのである。かくの如き大都市株仲間商人の衰頹が、上述した和田村椎名氏のやうな新しい商人の出現による舊來の流通過程の攪亂に基因する所が多いことは、推測して誤りないであらう。

さて、幕末期の加工業者の動向を片貝の場合について見ると、こゝでは、例へば鈴木本家の網附商人であつた分家「北之隠居」鈴木家が、在地の干鯛仲買の如きものにまで成長してゐた。

賣上ケ事

一大羽ほしか 四拾俵

世黒 同 六拾俵

ノ百俵 但し金拾兩貳分かへ

内金五兩請取申候

申二月十一日

平 三 郎 印

北下 勝 次 郎 殿

賣揚之事

一千 鱒 百 俵 卍

一同 百 俵 卍

一同 百 俵 卍

一同 百 俵 卍

一同 五拾俵 卍

ノ四百五拾俵

拾貳兩かへ

一同 百 俵 卍

一同 百 俵 卍

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程(中井信彦)

(三二九)

九七

一同 五拾俵 N

貳百五拾俵

拾兩貳分かへ

二口ノ七百俵

代金ノ

内金五拾兩也

右之通賣渡し内金儘ニ受取申候、以上

四月十九日

新生

新網

幸

十

郎 ㊦

北ノ下

勝 次 郎 殿

第一の文書は、同村内の加工業者が製品の干鰯を同業の鈴木家に賣り渡した際の賣揚手形であり、第二の文書は隣村田中荒生村の網主が自前加工した干鰯の同様の賣揚手形である。即ち、鈴木家は自ら本家附屬の加工業者であり乍ら、同時に村内は勿論、近村の加工業者の製品を買ひ入れて之を賣捌く仲買的業務を營んでゐたことが知られるのである。

請取之事

一金五兩也 水魚代

右之通り儘ニ受取申候、爲念如斯御座候、以上

正月廿二日

本須賀

八左衛門網

商人帳元

庄 二 郎 印

片貝村

御苗勝 治郎様

これは近村本須賀村の八左衛門網が水揚げした水鰯を鈴木家が買ひ取つた際の代金受取手形である。本来加工業者は自己の所屬する網主の水揚げした鰯の配分をうけて加工するものであつたに拘はらず、こゝでは既にかゝる制約は破れて、他村からも水魚を買ひ入れて加工生産を行つてゐるのである。同村内の網元から購入した際の證文も二、三通残つてをり、原料の仕入れが相當に廣範且つ大量に行はれたことを推測せしめる。この場合、それらの購入原料が單に自家の設備の爲のみであつたか、或は同業の小規模業者をして加工せしめる爲のものであつたかは、史料の徴すべきものがなくて不明である。

ともかくも、網主・加工業者間の「主従同然」の靱帯の緩みから、原料としての水魚が誰の手にも容易に入手することができるようになり、それが前節に述べた如き濱芝地の新居住者としての加工業者の増加を齎したのであつた。かうしてその數を増した加工業者たちは、網主との縦の關係よりも、同業者間の横の結合としての仲間の結成に動き——勿論この仲間は権力と結びついた特權的なものではない——同時に、それら加工業者中の一部有力者が、彼等が本来或る程度并せ持つてゐた商人的側面を著しく強化し、網主への隸屬關係からの脱出↓小商品生産者↓マニユファクチュア經

營↓商人化の過程を進み、加工業者の間に分解を生じてゐたのであつた。

元治元年、片貝では注目すべき事件が起きてゐる。それは此の地の加工業者が團結して、江戸問屋と争つたことである。即ち、從來房總で生産される干鰯・鰯粕は、四組の江戸問屋が産地別に荷受して、個別に取引してゐたのであるが、元治元年に至つて江戸問屋は「一同立會仕切」なる新法に切換へた。問屋が共同して仕切直段を廉價に押へようとする意圖に出でたものであつたらう。これを不満とした片貝の商人は、江戸問屋のうち十軒を限つて送荷することゝした。この決定を知つた十軒の問屋は「一同厚御禮申上候」と謝意を表した上、「拾間^{〔軒〕}之者三日寄合致し、仕切立合九十九里一同に相やめ可致様に可仕旨、今日仲間え申出」でた。仲間内の重立つた八人が寄合ひ協議した結果「内便儀ニ御座候得とも、七八分立合やめニ可致ス存意ニ御座候、明十一日より仲間一同寄合ニ御座候へ共、大人數之事故、取極ハ四五日も相掛り可申候」と報じ、「何レニも骨折、立合取こわし、元之通り可仕」と言つて「荷物之儀出來次第拾間ニ不限、外問屋えも先之通り御送り可被下候」と依頼してゐる。この事件の結末は明かでないが、江戸問屋仲間の始めた仕法替が、片貝商人の反對によつて「取こわし」されようとしてゐる事實を知るのである。それは既に同地の商人が、江戸問屋の問屋制支配を離れた強い力を持つに至つてゐたことを示すものである。ついで慶應三年には鹽干肴問屋を相手に、同様の「立合仕切」に對する反抗運動を起し、十軒の問屋を指定してそれ以外の問屋への送荷を中止し、小川庄兵衛・古川茂十郎の兩名を商人惣代として、その名で登戸・寒川の運送宿に對し、十軒以外の名宛の送荷を差止めることを指令した。寒川の荷宿平田長治郎宛の別の書狀には「鹽肴干物其外荷物之義、江戸鹽肴問屋共より仕入一切請不申、荷主共勝手之問屋荷送り仕候」と言つてゐる。この一件は、前の干鰯問屋の場合に比して江戸問屋の態度も強硬で、結

末は矢張り未詳であるが、こゝでも片貝の加工業者の力の強さが充分に示されてゐると思はれる。

以上縷述した片貝に於ける加工業者の幕末の動向は、これを上述の隣村作田村の場合に比較すると、その發展は、より順調に行はれたものと言へるであらう。文政度頃までの加工業者の上昇はほゞ同様の経過を辿つたものゝやうであるが、作田村の場合では、この時期に性格未詳な和田村兵右衛門なる金主が介在して、網主の自前加工が開始され、加工業者はこれを契機として衰頹に向つたに比し、片貝では、かゝる介在者の出現を見なかつたため、網主の衰頹が繼續し、加工業者の増加（特に複合家族を解體して獨立した專業の弱小業者が多い）と一部有力加工業者の商人化、加工業者間の分解が進行したのであつた。かくして、幕末には、團結して江戸問屋と對抗し、特權的問屋商人が流通機構の攪亂から生じた危機への對應策として試みた獨占強化の末期的な努力に對して強く反撥し得るほどに力を蓄へてきてゐた。

而して、そのやうな片貝の加工業者の上昇、また和田村兵右衛門の如き介在者の出現は、加工製品たる干鰯・鰯粕の市場が、舊來の江戸・浦賀・大阪の特權的問屋仲間の把握してゐたそれ以外に、新しく廣範に成立しつゝあつたといふ條件なくしては不可能であつたと思はれる。その意味で、九十九里濱の漁業・加工業の動向を支配したものは、江戸後期に於ける關東農村の商品生産の發展であつたと言ふこともできるであらう。この點を、當面の史實に即して言及してをく必要を感ずる。

和田村の椎名兵右衛門が、作田村の網主作田倉之助をして自前加工せしめた干鰯の一部を、近隣農村に貸付けるように指令した書狀は、さきに掲げた通りであるが、農村側でそれらの魚肥を如何に使用してゐたかを推測するため、同じ作田家文書の中から次に二通の證文を引用しよう

常民文化研究所
採訪謄寫による。

差入申口金證文之事

一上印干鯛百俵は 但濱居拂

代金百三拾六兩也

前書之干鯛百俵也時之相場を以借受、我等所持之田地え口相用候處相違無御座候、然ル上ハ來十月廿日限り、取入之米、時之相場を以返濟可仕候、尤貴殿水主之飯米ニ御引當被成候共、其節ニ至リ聊御差支相懸申間敷候、爲後證借用申口金證文仍而如件

明治三午年五月日

新井田村

借用人 庄 平 印

同 權 右 衛 門 印

山中村

立會人

仁 兵 衛 印

作田村

倉 治 殿

これは明治三年のもので時期的にやゝ遅れるが、新井田村の庄平・權右衛門なる二人が百俵の干鯛を借り入れて田地に施肥し、代金を收穫米で返濟することを約した證文である。従つて、純然たる商品生産のための金肥購入とは言へないが、周邊農村へ金肥使用が浸潤して行く一つの經過を推測せしめるであらう。

差入申對談一札之事

一去ル外ノ十月中貴殿方より畑方麥蒔肥代五拾兩借用仕、蒔付仕候處實正也、返濟之儀は當二月迄には元利返濟可仕證文差入置候處、其節ニ至リ金子調達不行届無據六月迄御日延御猶豫御願申上候處、御聞濟被下忝次合ニ奉存候、然處限月ニ相成元利返濟可仕之處、近來稀成大水ニて大麥小麥等もへ腐ニ相成、凡半毛位ニ有之、誠ニ不漁之折柄、尚御地頭所々當春中非常之ため農兵御取立ニ相成、右ニ付御用金多分ニ相掛リ甚々難澁仕、此段只顧相歎候處、格別ノ以御勘辨是又御聞濟被成下難有次合ニ奉存候、然上利息之儀は大豆出來次第入金可仕候、尤元金返濟日限之儀は當九月十日迄ニハ無相違返金可仕候、若其節相滯候ハ、加判之我等所持之地所田畑山林之内貴殿方ニて御勝手之場所、金子相當之分名寄帳ニて引合、本紙證文ニ相認メ差遣可申候、及其節一言之異儀決て仕間敷候、爲後日差入申對談一札仍而如件

慶應四辰六月

中村

借主 友 右 衛 門 ㊦

兵 右 衛 門 ㊦

源 右 衛 門 ㊦

同村受人

久 兵 衛 ㊦

作田村
倉 之 助 殿

これは慶應三年十月に、中村の友右衛門外二名が、麥畑用の肥料として五十兩分の干鰯を買ひ入れ、その返濟が滞つた

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程（中井信彦）

（二三五）一〇三

について、翌年六月に差入れた對談一札である。これは前掲の場合と違つて、明らかに畑作用の金肥使用であり、作物は麥となつてゐるが、利息を大豆賣却代金で支拂ふとある通り、大豆も作られてゐる。そしてそれらの作物は、決して自給用のもではなく、商品として生産されてゐるのである。關東農村の商品生産は、實にこれらの麥・大豆を主體としてゐたのであつて、それは千葉縣を中心とする醤油醸造の原料をなしてゐたのである。

銚子・野田を中心とする醤油醸造と結びついての麥・大豆の生産は、東關東に廣範に行はれたと想像され、そこに、九十九里産干鰯・ノ粕の新しい市場の成立が進行しつゝあつたと思はれる。江戸の干鰯問屋が從來關東に有してゐた市場は、野州を中心とする麻の生産農村であつたが、之を凌駕する廣範な市場が、地理的に九十九里と江戸との中間及びその北部に廣範に成立しつゝあつたのである。片貝加工業者の商人化も、和田村椎名氏の介在も、かゝる條件を前提として行はれ、且つそうした新しい商人の出現が一層廣範な市場の成立を推進したと考へられる。九十九里漁業並に加工業と背後農村の麥・大豆を主とする畑作商品農業、そして醤油醸造業といふ三者の相互に關聯した發展の歴史は、今後に實證を要する重要な課題であると思ふが、一應右のやうに推測して大過ないであらう。それはとりも直さず、大都市特權商人の衰頹の過程であつたと思はれる。

(註一) 借用申金子之事

一金貳拾兩ハ 但保金也

此引當 字南川岸ニて出稼屋敷 三畝拾八步上割、
三畝拾五步下夕割、

右場所ニ有之粕藏壹軒 桁行五間、
梁間貳間半

右ハ我等商ひ元手金ニ差支難儀至極仕、貴殿え達て御無心申入れ候處御聞届被成下、書面之金子加判立會只今慥ニ借請申處實

正ニ御座候、返濟之儀ハ來ル八月廿日限り貳拾五兩壹分之利息相加ヘ元利共急度返濟可仕候、若其節相滯候ハ、右引當之地所并粕藏共加判方（この間脱あらん）へ御苦勞御損毛相掛申間敷、爲後日借用金子證文仍而如件
嘉永二酉年六月

同村
倉之助殿

作田村
借用人 久左衛門
請人 藤右衛門
親類 榮
證人 榮七

賣揚一札之事

一納屋藏一軒 間口五間
奥行二間半

一油釜 壹枚

ノ道具 壹式

金六兩也

一小家 壹軒

此金三兩

ノ代金九兩也

道より上之割にて
間口六間、奥行貳間半
無造作

右之通賣渡書面之代金證人立會只今儘ニ請取申候處實正也、然上ハ貴殿御勝手次第御進退可被成候。此納屋藏諸道具ニ付協合ヨリ違亂申者無御座候、若故障等申者御座候ハ、加判之我等何方迄も罷出急度埒明貴殿え少も御苦勞相掛申間敷候、爲後日賣揚一札仍而如件

作田村
賣主 文左衛門

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚線網漁業への轉換過程（中井信彦）

（二三七） 一〇五

同村

倉 之 助殿

親類	文人	衛門
請人	藤十郎	④
證人	榮	④
同	榮	七 ④

〔共に常民文化研究所採訪謄写作田家文書〕

第五節 小漁船延繩漁業につて

第8表に示した通り、加工業者を除くと、揚繰網經營者の出自は小漁船業者であつた。片貝に於て此の新漁法を最初に採用した松井源七翁もそうであつた。

此の地の小漁船業は、主として延繩による鯛漁であつた。片貝附近では今日既にその影を没したが、飯岡・外川等は現在なほ行はれてをり、資材はビニールに代つてゐるが、約二里に亘る長い繩に、一尺おき位に釣針を垂れ並べ、沖合約一里程の所に之を張り延ばし、暫時の後、末端から之を引き上げて行く漁法である。此の延繩漁業が九十九里濱で何時から始められたか明かでないが、文化三年八月に九十九里浦地曳網主三十九名連名の御手網役所宛の願書の一節に、小漁繩船之儀ハ五六十年已前は、小濱邊より當浦邊え相廻り、稀ニは繩船稼候處、追々地船造立、右稼仕候者次第多分ニ相成、右故地曳漁之儀六七十年以前よりは格別漁事減少仕候事は、必竟右小漁船差障ニ相成候故之儀と老人共申傳候

とあるから、凡そ寶曆頃から行はれたものと見て大過ないであらうか。而して、上に引いた通り、明

史料館藏水産史料の。内粟生村篠崎家文書

治六年の地曳網主歎願書によると、それらの小漁船業は元來「房州天津邊、相模國之内三浦邊より小繩漁に事馴候者を雇入」れて行つてゐたのであり、「凡廿ヶ年前より土地之者も爲乗組候」とあつて、地曳水主の奪ひ取り等の紛争を生ずるに至つたのは、嘉永前後からの事であつたと述べられてゐる。事實、現存する延繩漁に關する史料は、孰れも幕末のものであつて、眞龜・不動堂・西之・細屋敷・粟生・片貝・田中・新生・小關・作田の十ヶ村の同業者が議定書を締結したのも弘化三年を最初とすると思はれる。爾來、嘉永三年・同四年・同七年と引續いて議定書が調印されてゐるが、その中で特に注目すべき點は、水主の給金に關する條項である。例へば、嘉永三年の議定書によれば

一 水主給金之儀ハ其職々一同相談之上、無甲乙差出し可申候事

一 水主給金取極メ之外、余分一切差出し申間敷事

とある。片貝町鈴木
九一氏文書 即ち、地曳網主が水主との間に水揚量に應じた歩合給制度を採つてゐたのに對して、延繩漁の業者は水主を雇入れるに際して、一職（漁期）毎の固定給制を採つてゐたのである。これは漁業の經營法として、極めて重要な差異である。

延繩によつて漁獲した魚は、生のまゝ江戸の生魚問屋へ送られた。そこで當然問屋との間に仕込金の貸借關係が結ばれたのであるが、仕込金の借入についても、延繩業者仲間が共同して、一定の條件を定めてゐた。例へば嘉永四年十一月に十一ヶ村三十五人の小漁船業者と江戸・寒川・登戸の運送宿、和泉村の運送仲次、及び江戸の生魚問屋の三者が締結した議定書議定連印書、片貝
鈴木九一氏文書 には、仕入金は一艘分二十五兩と定め、借用證文には組判頭が加印して九月二十五日までに借入れ、十月一日以降翌年五月五日までの間の送荷魚代金のうちから一籠につき百文宛を問屋の許に積み立て、返

濟に充て、未返滞分は次期の仕入金から差引くこと、次に年取金は一艘につき金十兩を十二月二十五日まで借り受けること、送荷代金の決算、仕入金との差引は十二月二十五日、三月十日、五月六日の年三回、組判頭が出府して問屋との間で之を行ふ事等を取極めてゐる。その他、運賃・廢業者仕入金の始末・地下魚商人の指定・餌の共同購入等に關しても、甚だ具體的條項を定めてをり、流通經濟への小漁船業者の對應の仕方が、極めて敏活なものであつたことを現はしてゐる。^{〔註〕}

然も、此等の延繩漁業者は小さいなりに水主を雇備する經營者であるが、屋敷と納屋との間を水主にかつがせた輿に乗つて往來した地曳網主とは對照的に、自ら舟に乗つて海上に立ち、或る者は荷駄の口をとつて送荷をも行ふ程の、精勵さを持つてゐた。水揚の鰯を、直接漁と無關係の老若男女がすくひ取るにまかせてゐた地曳網と、海上でからみ合つた場合は他人の繩についた鯛でも素早く奪ひ取るのが甲斐性だとした延繩漁とは、經營者の型に大きな相違のあつたことは覆ふべくもない。

第10表 嘉永4年現在
小漁船業者數村別表

開村	2人
新村	2
敷村	3
生貝中	14
生貝中	2
關新	2
關新	3
塚田	2
計	1
	4
	35

而して、上記嘉永四年の議定書に調印した十ヶ村三十五人の小漁船業者の村別の數は第10表に見る通りで、片貝が斷然他村を引離して多數を占めてゐた。明治三年九月に於ても、片貝には同じく十四人の「小漁船持」がゐた。

かゝるものとしての小漁船業—延繩漁は、嘉永七年の議定書に「地曳網差障ニ不相成候様渡世可致候事」の一條を定め、また明治三年九月には、

地曳網規則の制定に際して、自ら「今般地曳網規則被御立置候ニ付てハ、此上何事ニ不限、地曳網之附屬仕、右御運上之義地曳網同様、當御役所様え上納仕、渡世永續仕度」と開物所へ願ひ出で、「小漁船ハ地曳網附屬と相心得候、都て網持共差圖を請可申候、運上之儀ハ從前之通、一艘ニ付壹步貳朱宛相納可申候」との指示をうけてゐる。

かくの如く、表面「地曳網附屬」の形式をとり乍らも、實は地曳網を壓迫する一勢力となりつゝあつたことは、上に引用した文化三年の網主願書に既に述べられてをり、降つては第三節に引用した明治六年の網主願書にも「水主も（地曳）網主之勤を差置、右（小漁）船え乗組、網主より掛合候得ハ一日ハ出勤、翌日ハ小漁船え乗組候故、俄ニ漁事有之節ハ人數不足ニて出船差支候」と地曳水主が小漁船に吸収せられることが述べられてをり、^{〔註〕}かゝる傾向は「追々増長致し、當今別て漁船持共鑑札頂戴、稅永相納渡世罷在候ニ付、地曳網附屬ニハ無之心得方」となつたと訴へられてゐる事實に徴しても知ることが出来る。

小漁船漁業の發展を年次を追つて表示するだけの資料が得られなかつたけれども、それが幕末以降明治前期に逐次隆盛に赴いたことは疑ひない。尤もそれは元來小規模な漁業であるから、發展したと言つても、その仲間結成に際して十ヶ村が聯合せねばならなかつた事實に徴しても知られる通り、限られたものではあつた。けれども、地曳網の外側で、しかも固定賃金制による專業漁業として營まれてゐたことは、その所要勞働力を吸引する魅力を充分に有してゐた筈である。その場合、小漁船の勞働力が、地曳網主の訴へた如く地曳水主の中から横取りされたことは事實としても、そののみが全てであつたとは思はれない。幕末—明治初期に於ける複合家族の解體・濱芝地への專業漁業者の移住は、その一部の要因を、この小漁船業の發展に負ふてゐたと推測する理由は充分にあると思ふ。

従つて、固定賃金制を布き、漁業に對する精勵さと流通經濟への即應の敏活さを持つた延繩を主とする小漁船業者が、所謂「旦那」の經營になる地曳網の明治中期に於ける決定的衰頹と新技術としての改良揚繰網の發明に際會して、彼等の中から揚繰網漁業の先驅者や後繼者の一部を生み出すに至つたのは、決して偶然でなかつたことが知られるのである。九十九里漁業の新しい發展への小漁船業者の役割は、その最も盛んであつた片貝の地が揚繰網漁業の中心地となつた點にも現はれてゐると同時に、その果した役割の加工業者のそれとの比重は、第8表に見る三五對五の數字に端的に表現されてゐると思はれる。

(註1) 嘉永四年十一月の十ヶ村小漁船業者・和泉村仲次・登戸寒川江戸三ヶ所運送宿・江戸生魚問屋の立會議定書中、仕入金・年取金・送荷代金決済以外の主な條文を左に抄出してをく。

- 一 和泉村仲次駄賃壹籠ニ付貳文直下ヶ同村一同故障無之取極致候事
- 一 登戸村寒川村へ船積賃壹籠ニ付貳文直下ヶ船元一同無故障取極致し候事
- 一 生荷物之義地賣隱賣一切不致仕入問屋正路積送り可申事
- 一 魚商人之義ハ作田村三人小關新開貳人新生村貳人片貝村六人粟生村眞龜村三人右拾六人相立、尤時之行事より手札相渡し可申候事
- 一 手札無之商人え魚荷物一切賣申間敷事
- 一 道中荷不足之義ハ其馬駄賃留置可申候事
- 一 船仲間相除候者之荷物地馬附合勿論船積合等一切致間敷旨登戸寒川兩村運送宿立會取極致候事
- 一 議定相背船株取揚ヶ候節ハ其掛リ問屋へ懸合之上右船賣拂代金問屋方仕入金之内へ可相渡筋ニ候ハ、仲間一同立會八月限り賣拂代金相渡可申候、萬一其節買人無之候ハ、代金見積リ九月仕入金之内にて仲間一同にて返金致可申候事

(註2) 地曳網水主の小漁船への吸収については、作田村に次の如き証文がある。

詫入申一札之事

一私共小漁船渡世仕候處、此節無人ニ付、貴殿大切之水主無沙汰ニ相頼、渡世可及出船之處、御網差配人賄殿ニ睨と御見届、我等網之妨致し候始末勘辨難差置、其筋名主治郎左衛門方え御届ニ預リ、一言之申譯も無御座、早速詫人相頼、御詫申上候處、格別之思召ラ以、御勘辨被成下忝存候、然ル上ハ向後御網之妨ニ相成候義有之候得ハ、如何様之御咎願候ても決して否申間敷候、爲後日詫入申一札仍而如件

元治二丑年二月十七日

當人 菊 五 郎 印

親類 茂 八 印

組合 治 郎 吉 印

同村
倉 之 助 殿

(作田家文書)

結 語

鯛が九十九里濱の海岸に近づかなくなつた原因には、濫獲と共に潮流の變化の如き自然條件の變化があつたと思はれる。然し乍ら大地曳網の衰頹は單にかゝる外的條件のみに依るものではなかつた。漁村史・漁業史上にもつ外的條件の重要性は、到底農村史・農業史に於ける比ではないが、同時に、その點に過重な評價を與へることは戒めねばならないであらう。

九十九里濱に於ける地曳網漁業から揚繰網漁業への轉換過程(中井信彦)

(二四三) 一一一

上來述べ來つた通り、この地方は隷農を多く擁する後進性の強い社會構成を以て、近世の中期を迎へた。それまでの漁業は、共同體的な共同經營による小規模な地曳網によるものであつたが、寶永頃に始められた大地曳網漁業は、單に漁業經營の形態のみならず、社會構成や土地制度の上にも大きな轉換を齎らしたと思はれる。即ち隷農と小農とを小作人兼水主とし、小作制地主を網主とする形態が形成され、網主は隷農及び分家をして附屬商人||加工業者たらしめて、之に加工を營ましめたのであつた。次いで後期に入つて、網主・水主の身分的な結びつきが緩むにつれて、新たに身代金||前借金の制度が始められ、債務奴隸的な拘束が之に加えられるやうになつた。水主の給與は水揚量の歩合配分制であり、水主の取得分は、當然不定且つ僅少であつた。貧農||水主はその窮乏を切り抜けるために、前借金目當ての養子取りを盛んに行つたため、その家族は多く複合家族の形態をとるに至つた。そのような水主の増加は、網一乘に百五十人乃至二百人といふ尠大な數字を齎らすか、それは取りも直さず一人當りの取得分の減少を意味し、貧困は一層甚しくなるのみであつた。

かゝる暗澹たる推移を一轉せしめた契機は、主として加工業の發展であり、加ふるに小漁船による延繩漁の發展であつた。即ち、網主の隷農及び分家に出自を有し、身分的にも經濟的にも之に隷屬した形で經營され來つた加工業が、末期に至ると次第に同業者間の横の結合を緊密にすると共に、網主との間の靱帯は著しく緩みを生じ、自己の所屬する網主以外から水罽を購入することが禁ぜられてゐたにも拘はらず、それが公然と行はれ始めたばかりでなく、いづれの網主にも附屬しない加工業者の成立すら可能の状態となつてきた。然もそれら加工業の有力な部分は、既にマニユファクチュアの段階に達してゐたのである。

一方、後期に始められ、大地曳附屬の雜漁として細々と營み續けられてきた延繩を主とする小漁船漁業が、幕末に入ると、固定賃金制と流通經濟への敏活な即應によつて、著しく抬頭し、そのための勞働力の需要が増加した。

此等二つの條件が、貧困な半漁半農の小作兼水主の複合家族を解體して、濱芝地への分家派出を齎らしたと考へられるのであつて、領主の濱芝地開墾・貢租地への組み入れの欲求と抗争しつゝ、次第にその數を増し、特に明治維新後の濱芝地の開放は、この勢を非常な激しさで進行させ、こゝに農地との結びつきを離れた、實質的には自由な勞働力が、廣範に創り出されたのであつた。

かゝる幕末以降明治初年に亘る變動は、當然從來前借金によつて縛られてきた大地曳の水主にも動搖を生ぜしめると共に、鰯が海岸に近づかなくなつたよめの不漁續きや、物價の急激な騰貴等によつて齎らされた地曳網主の經營的な困難と相俟つて、大地曳網漁業の衰頹を必然ならしめたのであつた。

かくの如き内的諸矛盾の成熟を藏し乍ら、然もなほ大地曳網漁業がその生命を保ち得たのは、この地方の社會的後進性の外に幕藩の政治權力によつて強く裏附けられてゐたからであつた。内的矛盾の直接の表現は、網主のいふ水主の風儀惡化であつたが、天保二年二月には關東取締出役は勘定奉行所の命をうけ、網主の訴願を容れ、片貝外五ヶ村に對して「網持共雇入候水主共風儀其外御取締方被仰渡」を令し、請書を徴してゐる。布令は「近來浦々地曳網持共雇入候水主之者共風儀不宜、氣かさ相成」り、船中に竹鎗・鳶口・石瓦の類を積み込んで沖合で喧嘩を起し、前借金を借受けたまゝ不動し、他へ雇はれる等のことが多くなつたことを戒め、村役人に對して「此後右躰之義契て無之様、水主共其外之者共へ急度申聞」けるべきことを命じた。

網持共雇入候水主共風儀其外御取締方被仰渡御請證文、天保二年二月、小川家文書。

者等のうち長さで・三角さで等を以て鬪を奪ひ取る者が多くなり「網方一統之迷惑渡世向之妨ニ相成」るとの網主の訴願によつて、「以來右躰不法之働いたし候もの無之様、村役人より急度申置」くことを命じてゐる。かくの如き「水主風儀悪化」の傾向は、言ふ迄もなく、水主が舊來の隸屬的意識から脱して、より有利な途を選択しようとする打算的意識の下に行動するに至つたことを意味するものであり、それは上述の通り、深い社會經濟的矛盾からする意識上の變化であるから、一片の法令がその大勢を能く喰ひ止め得た筈はない。然しながら、個々の水主に對する網主の出訴が法令違反として強く保障され得ることは、網主の崩壞に對する有力な支柱となることはできた筈である。

維新後に網主が提出した訴願の幾つかは上に引用したが、そこにも、地曳網主が舊幕時代に於て如何に官憲の保護に狎れて來たかゞ現れてゐる。新政府は地曳網漁業網主の經營權を承認し、之に鑑札を下附し、また小漁船業を地曳網の附屬と定める等、舊來の組織をそのまま確認はしたけれども、網主・水主間の封建的な關係を、網主の側に立つて強く支持する態度には出でなかつた。むしろ地租政正に伴ふ濱芝地の解放、古い貸借訴訟の破棄等の政策が、内肛しつゝあつた矛盾を一層激成せしめるに役立つたのである。

さて、地曳網主への隸屬から解放され、マニユファクチュアに進んだ加工業者の有力部分は、幕末期に商人化し、舊來の大都市の特權的問屋商人による獨占流通機構を打破しつゝあつた。それは、特權商人が有してきた市場の外に、醬油醸造原料としての畑作麥・大豆の生産の發展が、東關東に顯著に進行し、そこに、より廣い新しい市場が形成されつゝあつたといふ條件によつて可能であつた。そして、それら商人化した加工業者は一層の蓄積を加へると共に、加工業者間の分解が進行したと思はれる。幕末期の歴史範疇としての「在郷商人」を、私はこのようなものと理解したいと思

ふ（他の一類型として商人の生産者化したものが併せ考へられるべきである）。

明治二十年代の初め、新しい漁業技術としての改良揚繰網漁業がこの地方に傳へられたとき、逸早くこれを採用して、新しい經營者となつた者が、加工業者の有力部分と小漁船業者の一部とであつたことは、むしろ當然のこととして理解できる。彼等は、蓄積した資本と、濱芝地に創り出された自由な勞働力とを以て、この新漁法の經營を開始したのである。

初期の改良揚繰網は、十人程度の水主を使用する比較的小規模な漁業であつたから、加工業者・小漁船業者の有力部分、獨力又は合資によつて、その經營に乗り出し得る可能性は充分に存在した。かくして、明治二十一年に始つた此の地の揚繰網漁業は、上に見た通り、近々十余年のうちに三十數統を數へる程の急激な興隆ぶりを示したのであつた。

その經營形態も新鮮さを有してゐた。第一にそれは、大地曳網の半農半漁とは異つて、專業漁業であつた。第二に、その水主雇傭は、大地曳の歩合制に對して、これは延繩漁業の線をひいて、原則的には固定給制度であつた。即ち、一職（十一月一日―五月卅日の八ヶ月間）毎の賃銀を定めて雇ひ入れてゐたのである。

そのやうな内容を持つ新興揚繰網漁業は、何よりも先づ傳統的な大地曳網漁業との間に、特に水主の爭奪といふ形で鬭争した。この時期の兩者の間に繰返された血の争ひは、今日も多く口碑に残つてゐる。然しながら、その歸趨は既に明らかであつた。地曳水主は多額の前借金を負ふたまま、次第に揚繰網へ吸収されてゆき、地曳網主の水主名簿は

此野呂モ種々ノ恩義アルニモ不拘、アグリ網へ職ニ行キ、更ニ勤メザル故、此帳ヲ除ク

此野呂ハ茶賣營業トナリ、或ハ上田清藏ノアグリ網ニ乗ル故、水主ヲ除ク

等々の注記共に、一人一人と抹消され、また或る者は、漁業から離れて專業の農民となつて岡に歸つた。かくて、三十年代の終り頃には、既に決定的な状態に到達してゐた。

かくの如くして、十數年のうちに大地曳網を打倒した揚繰網漁業は、その征覇と同時に、大きな變質を起したのである。その第一は、揚繰網漁業者間の分解である。それは規模の擴張が直接の原因をなしたと思はれ、明治十四年の調査によれば、一統の船及び舵・艫・帆・網・附屬品代金の合計は千四百九十圓六十錢に達し、所要人員も第一一表に見る

第11表 明治44年現在
揚繰一統所要人員

合	張	頭	リ	リ	リ	1人
沖	2	2	16	8	8	10
棹				廻	廻	
船				間	間	
胴				表	間	
表				舥		
舥						
合				計		37
						39

通り三十七人乃至三十九人となつて、當初の三、四倍となつてゐる。かゝる經營規模の擴張は、恐らくは日露戦争後の恐慌の影響も加はつて、揚繰網業者間に急速な統合を生じ、三十三年に三十統程存した揚繰網が、四十四年には十六統にまで半減したのであつた。

變質の第二は、固定賃金制から歩合制への逆轉である。勃興當初の揚繰網が固定賃金制を実施したことは上記の通りであるが、その頃にも歩合制が併用されてゐた形跡はある。然るに、明治四十四年になると、漁獵の分配法が次の如く説明されるに至つてゐる。

「歩合ハ水揚高ノ一割トシ、船方全部ニテ分配ス、他ニ船下ト稱スルモノニテ、漁獵物荷揚ゲノ際、船下ニ殘ル鱚ヲ稱シ、是レガ船方ニ分配トナリテ殆ンド一割ニ達スルヲ以テ、合計漁獵物ノ二割ヲ得ル理也、而シテ水夫ノ勘定ハ其ノ日ノ入費（米味噌醬油薪酒）ヲ差引キ、内船主ハ五割ヲ受ケ取り、殘リヲ職及「めかり」ニ與ヘ、然シテ職ノ分配料ハ船主ガ是レヲ受取ルモノトス、又船主ハ船代トシテ船一艘ニ付二人前、合計四人前ヲ貰フ、定船ニテ

歸ル時へめかり等ノ食料ハ總テ船主持トス、沖合ハ給金ノ外ニめかり一人前ノ歩合ヲ貰フモノトス」

九十九里浦片
貝村鰯揚繰網

文意を解し難い點があるが、總水揚の約二割と、諸經費を差引いた残余の五割から船代と職の分配分を除いた部分が「めかり」（歩合制労働者）に歩合配分されてゐたものと思はれ、固定給制は次第に後退を示してゐるのである。

その後、大正初年に焼玉が用ひられるに及んで、船體は大きくなり、企業の規模は一層擴張されると共に、統數は漸次減少した。それと並行して、揚繰網漁業の有してゐた近代性は益々後退したのである。雇傭關係では、めかりが一層増加したばかりでなく、前借金の制度が復活して盛に行はれるに至つた。更に、揚繰業者は、その多くが加工業者の出身であつたから、當初は水魚の加工を自營するのが一般であつたのに、再び附屬加工業者を組織して、自己の分配賣却する水魚のみを加工することを彼等に強制した。加之、揚繰業者は土地を集中所有して地主となり、船方や加工業者をして之を小作せしめる傾向を強くし始めた。

かくの如くして、明治二十年代の初めに興り、新しい技術と專業労働・固定賃金制・自營加工等の新しい經營様式とを以て、大地曳網を驅逐征覇した改良揚繰網漁業は、幾何もなく、前借金・歩合制・附屬加工業等を有する大地曳の經營形態を再現し、尠大な數に上る船方（その尠からざる部分は各漁村の大地曳網の衰頹とこの地の揚繰網の集中的發展によつて明治前期に移住し來つたのである）を半封建的な社會・經濟關係の下に雇傭するものとして、現在に至るまで多くの問題を生ずるに至つたのである。

この間の停滯と屈折の過程は、我國の資本主義經濟の歴史の一環であると同時に、沿岸漁業地の過剩人口の問題とも

絡み合はせて、深く追究するに價ひする課題であると思ふが、本稿は、それに先立つ時期を扱つたのであり、その後の過程の極めて概觀的な経過を附記したに過ぎない。

附記 本稿を草するについて、研究の誘掖と現地調査の東道を賜つた慶大松本信廣教授並に草稿について種々御教示をいたゞいた高村象平教授を初め、史料を提供して下さつた片貝町の鈴木九一・小川誠、鳴濱村の作田紋平の諸氏、調査の便宜を計つていたゞいた片貝町役場及び採訪謄寫史料の借覽を許して下さつた常民文化研究所に、深い感謝をさゞげる。また史料の採訪調査には、清水潤三・安澤秀一・藤村潤一郎・大石怜子・鶴岡實枝子の諸氏に御援助を願つた。こゝに感謝の微意を表はさせていたゞく。尙本稿は、昭和二十九年十一月の社會經濟史學會例會報告「九十九里濱に於ける漁業の發展と在郷商人」に加筆訂正したものである。

(昭和三十年三月二十四日稿)

「續福澤全集」所收福澤書翰一通の發信年の確認

「續福澤全集」第六卷(七六〇—七六二頁)所收の福澤書翰

九四五 酒井良明宛 明治十二年十一月十三日付

の發信年は一應疑問符を附してあるけれども、これはたしかに「明治十二年」に間違いないと思われる。

そのわけはほかでもない。右の文中に、千葉縣の那珂通世がこんど歸京して東京女子師範に奉職の筈だと報じられてゐる箇所があるのだが、那珂通世はその傳記(「那珂通世遺書」の巻初に三宅米吉述の傳記を收む)によると、

明治十二年十一月通世君は東京女子師範學校訓導兼幹事の任を囑せられて千葉より移れり。(同書、「第三章東京女子師範學校長」の項の冒頭、一七頁)

とあり、即ち明治十二年十一月那珂は千葉師範學校校長兼千葉女子師範、千葉中學總理から東京女子師範學校に轉任してゐて、この書翰の記事と符合するのである。

なお、那珂はその後、明治十四年七月文部省直轄諸學校職員官制の改正に伴ない同校校長に任ぜられ、同十八年八月同校が東京師範學校に合併して、同女子部となつたときまで、その職についていたことが「東京女子高等師範學校六十年史」等でもうかがえる。

(會田 倉吉)